

近代日本の禁酒運動と禁酒法案からみた儀礼の中の酒

青木隆浩

A Study of Ritual Sake as Seen in the Teetotal Movements and the Alcohol Prohibition Bill in Modern Japan

AOKI Takahiro

はじめに

- ① 未成年者飲酒禁止法案提出以前における禁酒思想
- ② 未成年者飲酒禁止法案の提出から通過に至る禁酒思想の迷走
- ③ 未成年者飲酒禁止法成立後の新たな目標と方針の転換
おわりに

【参考文献】

本研究では、近代日本の禁酒運動において、酒を用いる儀礼が案外大きな障壁となっていたことを明らかにし、その理由について考察していった。もともと飲酒のような道徳や生活習慣、教育に関わるようなことを法律で規制する機運が高まっていたのは、アメリカの影響による。

だが、道徳や生活習慣を法律で規制しようとした場合には、その範囲や取り締まりの可否が問題となる。そして、未成年者飲酒禁止法案が一九〇一年に初めて提出されてから二二年間にわたって何度も否決され続けたのも、基本的にはその点が問題になっていたのである。議員や官僚たちには、法律にする以上はそれで社会を取り締まらなければならないという前提条件があったため、範囲や基準が曖昧にならざるを得ない道徳や生活習慣に関わることを具体的にどの程度まで取り締まるのかといったことが議論の中心になっていった。

その中で、儀礼に用いる酒まで取り締まるか否かという点については、本音では日

本を酒のない国にしたい禁酒派と、伝統的な慣習にまで法律で介入することや、儀礼に用いるようなアルコール度数の低い酒まで禁酒の対象にすることへ抵抗感を抱く反禁酒派の意見が常に衝突するところであった。結果的に禁酒派が議会でそこまで厳密に取り締まるつもりはないと発言し、そこに反禁酒派の失言が重なって、未成年者飲酒禁止法は制定された。しかし、一方で禁酒派は日本をさらに無酒国へと近づけたという意思を、禁酒の対象を二五歳にまで引き上げる改正法案を国会に提出すること示した。こうした禁酒派の道徳や生活習慣に対する介入の拡大と規制の強化は、議会で強い抵抗を受けることになった。そして、禁酒派は改正法案提出後にかえって発言力を失っていったのである。

【キーワード】 未成年者飲酒禁止法、未成年者飲酒禁止法中改正法案、禁酒運動、儀礼、結婚式、三三九度

はじめに

1. 近代日本の禁酒運動に関する研究動向

第1条「満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス」から始まる未成年者飲酒禁止法を根拠とした未成年者の飲酒に対する規制が、近年ますます強まっている。しかし、その規制強化は未成年者の飲酒がすでに法律で禁止されていることを根拠にしており、多くが未成年者飲酒禁止法案の制定された政治的・社会的背景にまで遡って議論した結果を踏まえたものではない。

この未成年者飲酒禁止法は、おもに日本のキリスト教会、中でもプロテスタントのメソジスト派とバプテスト派が、アメリカの禁酒運動と禁酒法を模範として日本を無酒国とするために、政府の社会福祉事業や教育政策、犯罪対策、厚生事業などを大々的に巻き込んで展開した野心的な試みである。これらの二派が禁酒運動に積極的だった理由は、青木（二〇〇六、一五七頁）でも指摘したように、信者数が伸び悩む中で、禁酒を入信のきっかけにしたいと考えていたからである。その意味で、それは宗教による大胆な布教活動と政治活動の成果だったのであるが、そのことを現在知っている人は研究者を含めて少ない。むしろ、飲酒による暴行事件や運転事故が起こるたび、この法律による取り締まりの強化が求められるがしばしばで、その法案提出の目的や帝国議会通過の経緯まで振り返られることはほとんどない。

その中で、石附（一九八二）は、早い時期にこの法案の目的と帝国議会通過の経緯を法案提出者の根本正に注目してまとめた貴重な成果である。ただし、この研究は帝国議会における教育政策の議論に重点をおいた論文集の一章であるがゆえに、根本正の教育的視点に関心を集中し

ぎている傾向があり、彼が未成年者飲酒禁止法制定のためなら、この法案を教育政策のみならず、社会福祉、医療衛生、犯罪対策、交通安全などありとあらゆる国家政策と結び付けようとしていたことには触れていない。そのために、この研究は彼の政治的な支持母体である禁酒会との関係についての説明が希薄となり、禁酒会が法律による禁酒を実現するためにこなっていた幅広い活動を捉えていない。

それに対し、田中（一九八九）は禁酒会が、禁酒の根拠として健康や労働効率の面を強調していることに着目した点で興味深い。彼は、まず健康や労働効率の面から禁酒をすることを、日本の伝統的な道徳観や仏教の教義に関連づけて正当化する。その上で、彼は禁酒会が自らの事業を「信仰・宗教を離れ、社会問題の解決をスローガンとして、国家的・国民的基礎を確かに広げて行った」と述べ（同、四八二頁）、その背景として「少なくとも『あれは耶穌だから』という排耶論的世論による攻撃はかわせるものだ」と期待していたところがあつたと指摘している（同、四八二頁）。その結果、禁酒運動への信念は、浅くなつてしまつたという禁酒会自体の認識を紹介している。

この田中（一九八九）による指摘は、禁酒会と議会、行政の関係を考える上でたいへん重要なことである。なぜなら、信者数の少ないキリスト教を母体とした禁酒会が、禁酒運動を全国的に展開するには、キリスト教の教義に基づく禁酒の必要性を全面的に押し出すわけにはいかず、むしろ当時の日本の飲酒規範を公に批判し、教義を離れて社会を改善する方法を提案しなければならぬ状況にあつたからである。

その中で大きな支障となつたのが、キリスト教の教義に相容れない、日本の儀礼や信仰に基づく飲酒の問題であつた。具体的には、結婚式や成人式、神事・祭事などがあげられる。いずれも作法として酒を必要とするため、禁酒会としてはその必要に代替できる方法を提案せざるを得ない状況にあつた。結果として禁酒会は世間に受容される代替案を提示

できないまま第二次世界大戦中の混乱によって衰退し、戦後に政治的・社会的な問題から宗教性を取り除いて復活することになった。

以上の経緯から、この儀礼や信仰が必要とされる飲酒の問題は、禁酒会とそれらの支持を受けた政治家の社会規範に対する認識を強く表出させている。さらに、この認識は、近代化・欧米化の進行と当時の飲酒問題に対する関心を色濃く反映していると思われる。

そこで本稿では、禁酒会とその支持母体を中心とする政治家・官僚に焦点を当て、日本での禁酒を実現するために彼らがおこなった政治活動とその背景にある信条や使命感をおもな研究対象とし、それらの分析結果によって、禁酒会による近代日本の儀礼や信仰に対する主張を検討することにしたい。そして、儀礼や信仰における酒の役割を再検討してみたい。

2. 研究の対象と方法

本研究のおもな対象時期は、日本で禁酒運動が開始された一八七五（明治八）年以降、その中でも未成年者飲酒禁止法案が帝国議会に提出された一九〇一（明治三四）年から禁酒運動が収束していった第二次世界大戦までを中心とする。未成年者喫煙禁止法が制定されたのは、青木〔二〇〇六、一六〇頁〕が指摘したように、専ら屋内でおこなわれる飲酒よりも屋外で発見しやすい喫煙の方が現実に取り締まりやすかったからである。そして、禁酒会は、犯罪というよりも道徳や風紀の問題に過ぎない未成年者の喫煙を法律で禁止することを足掛かりにして、同じく道徳や風紀の範疇にある飲酒を禁止しようとした。その先にある彼らの目標は、飲酒を禁止する年齢制限を徐々に引き上げて、最終的に日本から酒を廃絶することであった。だからこそ、禁酒会は未成年者の飲酒とは直接関係のない儀礼や信仰といった一時的な場においても飲酒を禁止することにこだわった。ここに、禁酒運動が収束する第二次世界大戦まで

の禁酒会による儀礼や信仰に対する主張を分析する意義がある。

そして、分析には各禁酒会の速記録、委員会議事録を用いた。禁酒会が発行していた、いわゆる禁酒雑誌には、現在残っていないものが多いため、その活動状況は断片的にしかなることができない。また、禁酒会には組織の合併が多く、現在では雑誌の刊行を含めて、その様子を正確に把握することができない。それに対し、帝国議会の速記録と委員会議事録は、飲酒に関する法案についての議論がほぼ残されているため、法案提出の母体となる禁酒会の本音を示す過激な主張を知ることができないものの、禁酒雑誌の欠号分を補う言論の変化をある程度押さえられる資料だと思われる。また、未成年者の飲酒が禁止されたのは、法律の制定というまさに政治的判断による。したがって、禁酒会の支持を受けた議員が、その主義主張を公に発言したとはいえ、帝国議会での議論は重要となる。そのため、帝国議会での議論は表向き発言だとはいえ、未成年者飲酒禁止法を通じた酒と儀礼・信仰に関する当時の考え方を捉える上で重要だと考えられる。

② 未成年者飲酒禁止法案提出以前における禁酒思想

1. 禁酒会の組織化と政治化

一八七五（明治八）年に、日本で初の「外人海員禁酒会」という禁酒会が結成された。その中心は、イギリスの駐在公使バリー・パークスであり、横浜在住のイギリス人を対象に禁酒会を組織していたという（伊藤、一九二三、八七頁）。その後、全国各地で日本人を対象とした数一〇人程度の禁酒会が全国各地で設立されるが、とくに大きな契機となったのは、一八八六（明治一九）年に世界婦人キリスト教禁酒同盟名誉書記

のメアリー・レビットが来日し、日本各地で禁酒に関する講演をしたことである。実際にも、レビットの講演に感化されて、同年矢島楯子を代表とするに東京婦人矯風会が設立されている。その後も、ジェシー・アツカマンやクララ・パリッシュといったアメリカの女性禁酒運動家が次々と来日し、日本に禁酒思想を広めていった。そして、一八八八(明治二一)年には林翁を中心とする横浜禁酒会が、⁽¹⁾一八九〇(明治二三)年には安藤太郎や根本正、美山貫一を中心とする東京禁酒会が設立され、後に日本を代表する禁酒会へと発展していった。

以上のように、日本の禁酒運動はアメリカやイギリスの影響を受けて発達していったのだが、両国、とくにアメリカとは異なる様相をみせていった。一番大きな違いは、アメリカほどに女性が禁酒運動に強い役割を果たせなかったことである。日本でも、一八八六(明治一九)年に矢島楯子がレビットの講演に感化されて設立した東京婦人矯風会は、世界婦人キリスト教禁酒同盟が禁酒だけでなく、婦人参政権の獲得をはじめとする様々な活動をおこなっていたことに影響を受けて、⁽²⁾禁酒運動や娼娼運動など様々な社会運動を推進した。だが、この東京婦人矯風会以外に、女性を中心とした大きな禁酒会はほとんどない。

日本の女性が、あまり禁酒運動を主導できなかった理由はよくわからない。ただし、安武(二〇一五、三〇頁)による、レビットの「演説会に集まる聴衆は圧倒的に男性たちであった」という指摘からも、日本における禁酒運動のおもな担い手は当初から男性であったといつてよい。これに対して、例えば柳田國男は、女性が飲酒の管理をすべきだと主張したが(青木、一九九九、二二―二六頁)、賛同した有力な意見は管見の限り見つからない。

それでも、この時代における女性の関与は、運動の方法に極めて重要な意味をもっており、アメリカでは参政権のない女性が、男性の法制化による禁酒に抵抗しながら、自ら実行できる倫理的な説得や酒場

の打ちこわしなどによってそれを実現しようとしていた(Dannenbaum 一九八二)。また、世界婦人キリスト教禁酒同盟が、公共生活への活動的な参加を促したという指摘もある(McHenry 一九九五、四八頁)。一方、日本では東京婦人矯風会以外の女性を中心とした禁酒会があまり発達せず、男性がおもな担い手となってしまったため、早くから政治や法律によって上から飲酒行為を押さえつけるような活動をしてしまった。その最大の成果が、未成年者飲酒禁止法である。

また、アメリカが個人の飲酒でなく、酒場と酒造業者の廃絶を目的として禁酒法を制定したのに対し、日本では飲酒行為そのものを禁止しようとした。これは、アメリカが酒を生産と流通の面から禁止したこと、貿易や観光、密造などによる酒のヤミ市場を形成したことへの反省を踏まえてのことだと思われる。その代わり、帝国議会に禁酒法案が提出されるたびに、飲酒に対する伝統観や宗教観、倫理観、取り締まりの方法などが問題となり、禁酒派と反禁酒派の議員との間で議論が長年平行線をたどった。

こうした議論の中で重要だったことの一つとして、法律で禁止すべく禁酒の範囲の問題があった。例えば結婚式や神事、正月、雛祭りといった一時的な儀礼や年中行事でも、禁酒の対象とするのか、儀礼や年中行事で飲酒をした未成年者を法律の違反者とするのかなどといった細かい議論が続出した。結果的に、一九二一(大正一一)年に未成年者飲酒禁止法が可決された時は、飲酒した未成年者を法律違反者として前科者とするのが避けられ、その代わり未成年者に酒を提供、販売した成人が処罰を受けることになった。それでも、未成年者飲酒禁止法を支持する議員の活動母体である禁酒会は、日本から酒を廃絶させるために、儀礼や年中行事を含めた飲酒の禁止と、その代替案を提示していた。ここに、絶対禁酒の限界がみえる。公の場で必要とされてきた酒までを禁止することは、簡単でない。むしろ、酒は神聖な場でこそ必要不可欠とさ

れてきたのであり、その伝統を覆すために、禁酒会はかなり無理な理屈を必要とした。ここにも、禁酒運動における儀礼や年中行事と酒の関係を考察する意義がある。

2・飲酒を用いる儀礼・年中行事への禁酒会の考え方

飲酒を必要とする儀礼や年中行事の機会は数多い。既存研究でも、西角井（一九五五）や中西（二〇〇〇）が神社で用いる神酒を、井之口（一九七六）が婚禮での飲酒作法を取り上げている。ただし、それらを禁酒運動の側からみた分析は、管見の限りみられない。

実のところ、初期の禁酒運動は儀礼・信仰との関係ではなく、専ら健康と節約を理由として展開した。例えば、吉植庄一郎が一八八九（明治二二）年に創立した千葉県の北総禁酒会が発行する雑誌『光』では、「治病の難を説て飲酒の害に及ぶ」（創刊号、一八八九、一六―一九頁）、「酒毒の遺伝」（二号、一八八九、一八―一九頁）、「禁酒は衛生上最も価値あり」（三一―一八九一年、九―一〇頁）など、健康面からみた禁酒の必要性を主張している。なお、北総禁酒会の吉植庄一郎は、後に全国各地の禁酒会が合併した際の幹部になっている人物であり、その発言力は早くから注目されていたとみてよいだろう。当時は、全国で約七〇の禁酒会があり、およそ二三の禁酒雑誌があった（日本禁酒会雑誌九、一八九一、二三頁）。その中で、『光』は、全国的によく知られた禁酒雑誌であった。

一転して、禁酒会が儀礼や年中行事における飲酒の問題を意識し始めたのは、公の場で禁酒が伝統的な儀礼や行事と相容れず、禁酒反対派からそれらを理由として批判されるようになったからである。その中で興味深いのは、日本禁酒会会長の林翁が愛知県の水害に対して寄付をしたことにより、政府から木杯を授与されたことへの対応である。なお、日本禁酒会は一八八八（明治二一）年に設立した横浜禁酒会が、会員の急

増に伴って全国組織化するため、一八九一（明治二四）年に改称したものである。

木杯は当時行政から民間の功績に送られる代表的な賞与であったが、それを授与された林は激しい権幕で理屈を並べて辞退したため、その行為を批判する投書が東京日日新聞に掲載された（日本禁酒会雑誌一一、一八九二、二六頁）。この投書の言い分は、木杯が必ずしも酒を入れるだけの容器でないのだから、スープや砂糖水、牛乳などを入れて使えばよいのではないかというものであった。それに対し、林は「さかづきの賞賜のしるしの価値なきのみならず却て有害のものたるを知るに於て其思ひ半ばに過ぐるものあらん」と反論している（日本禁酒会雑誌一一、一八九二、二七頁）。この単なる容器に対する嫌悪感とは、「五六年前までに於る世の飲酒家の口実とする所多くは酒を飲むは礼法に遵ふなり習慣を持続するに在り」という経験によるものと考えられる（日本禁酒会雑誌一二、一八九二、一頁）。つまり、林は飲酒家が礼法や習慣を根拠にして飲酒を正当化していることに腹を立て、それらに関わる木杯までも拒絶したのである。

そして、林は「日本の礼式の上に飲酒のことあるが為めに時々酒を強らる、場合に遭遇して頗る迷惑することあるべし」と述べており（日本禁酒会雑誌七、一八九一、二頁）、日本の礼式が禁酒会の活動を阻害していることを吐露している。当時の禁酒会における礼式や習慣としての飲酒に対する抵抗感とは、自らの禁酒を妨げる要因として発せられていたと考えてよいだろう。

続いて、一八八六（明治一九）年に矢島楯子を中心として設立し、一八八八（明治二二）年から『東京婦人矯風雑誌』を刊行した東京婦人矯風会の動向をみると、当初はアメリカで発行された禁酒雑誌の主要な記事を紹介する誌面が多く、その後、国内における禁酒運動の状況を伝える記事が増えていく。ただし、初代会頭の矢島楯子とともに同会設

立の中心的な役割を果たした浅井柞が、「先つ毒を社会に流すの甚しき者を挙げて三項となす即公売淫飲酒喫煙なりとす其他風俗紊り社会を害する所のものハ事の何たるを論せず只管進んで苛除することを勉むるは余儔の熱望して止まざる所なり」と述べているように（東京婦人矯風会雑誌一、一八八八、二頁）、同会は娼婦運動や貧困児対策、女性の地位向上など様々な社会運動を展開しており、そのために必要なアメリカや日本各地の情報伝達に熱心であったが、酒と儀礼、年中行事の関係のような繊細な問題にはあまり触れなかった。

最後に、浄土真宗大谷派が一八八六（明治一九）年に設立した反省会が、一八八七（明治二〇）年に発刊した『反省会雑誌』¹についてみていきたい。反省会は、必ずしも日常の絶対禁酒ばかりでなく、仏事のような一時的な禁酒でも会員になれたため、人気のあった禁酒会である。同時期の帝国禁酒会や日本禁酒会、東京婦人矯風会が八〇〇〜一、一〇〇人程度の会員数であったのに対し、一八八九（明治二二）年六月の時点で六、〇七二人もの会員数があった（『反省会雑誌一〇、一八八九、三三頁』）。

反省会において興味深いのは、まず仏事に用いる飲酒量を気にしているところである。表1は、一八八五（明治一八）年の浄土真宗における仏事に用いた飲酒量を推測したものであるが、その原単位としては、一人当たり二合という値が用いられている。そして、寺院の数や酒の価格を乗じた数字が、浄土真宗全体平均の飲酒量や消費額になっている。重要なのは、原単位として用いた一人当たり二合という適正飲酒の範囲の値である。これは、仏事における飲酒の可否に対して、反省会が過剰反応を示していたことを意味する。実際にも、「明治十八年度報恩講に於て酒を用ひたるを知る、而れども爾後二回の新年と再度の報恩講は、全く無酒清福に経過したるを喜ばざるべからず」とあるように（反省会雑誌二、一八八八、二頁）、その後の報恩講では酒が用いられなかった。そして、反省会が「吾党ハ全く国粹保存主義を取るものにして、西洋人崇

拝者の流亜たるを甘んずるものに非なり」と述べていることから（反省会雑誌七、一八八八、三頁）、欧米の影響を強く受けたキリスト教系の禁酒会と一線を画し、独自の方針をもって禁酒を推進しようとしたことがうかがえる。

しかも、「仏事禁酒ぐらいハ、誰ても、必ず是非とも、せねばならぬもので、行ひやすい、楽な仕事です」とし、「葬儀には一切酒飯を廃れること」を規約としているように（『反省会雑誌一五、一八八九、三頁』、

表1 1885(明治18)年の浄土真宗における仏事での酒量

	1寺院で用いる酒量の平均高	明治18年の19,189寺に用いる平均酒量	1升の代金を10銭とした場合の消費額
報恩講	3升	575石6斗7升	5,756円70銭
永代経若しくは法事	3升	575石6斗7升	5,756円70銭
計	6升	1151石3斗4升	11,513円40銭

出典：反省会雑誌1, 1887, 22頁。

反省会は終身禁酒だけでなく、仏事禁酒や節酒による入会を認めていた。このうち、仏事禁酒を会員資格として設定した目的は「仏式の神聖を保ち、教徒一般の風儀を維持せんとする」ことにあるという（反省会雑誌三、一八八九、一頁）。そして、同会は飲酒の慣習を矯正することが最も難しい儀式として結婚式を取り上げ、三々九度の酒杯に代わるものとして、「是非共飲料を用ひよとならば茶を用ふるも可なり、珈琲を用ふるも可なり、予は白湯を用ひて其式を終るべし」という提案をしている（反省会雑誌二二、一八八九、三三頁）。

入会する側からみても、例えば同盟員の戸城傳七郎は、結婚式や葬式のような「大礼に酒を用ふるときは、乱暴狼藉儀式を破る恐れあり」とし、花見についても「花前の酒―風流の韻事何処にかある、花の手前も恥かしからずや」と述べているように、仏事禁酒に儀式や花の観賞を静かにおこな

う効果をみていた〔反省会雑誌二二、一八八九、一八頁〕。このような仏事の禁酒に魅力を感じて反省会に入会する人びとは多く、同会の会員は一八九〇年四月の時点で一〇、四五一人にまで増加した〔反省会雑誌二九、一八九〇、三一頁〕。この数は、先に紹介した一八八九年六月に比べると、約四、〇〇〇人も増えている。さらに、その内訳をみると、終身禁酒の会員が六〇八人（約五・八％）に過ぎないのに対し、節酒同盟員が二、六〇八人（約二五・〇％）、仏事禁酒同盟員が七、二三五人（約六九・二％）であった〔同、三二頁〕。反省会は、当時日本最大の禁酒会に成長していたが、その要因は仏事禁酒の現実的な可能性と、儀式を執りおこなう上での高い効果に関心をもった人々が多かったからである。

なお、未成年者飲酒禁止法案が帝国議会で提出される以前の、明治二〇年代における禁酒会の動向を、これまでの誌面分析からあらためて考察すると、とくに日本禁酒会で顕著なように、自らの禁酒を妨げるような他者からの行為や発言に対しては激しく抵抗することがあったが、基本的には各禁酒会内での自己規制にとどまっていたといつてよいだろう。その中で、東京婦人矯風会は、アメリカの地域全体にわたる改革を目指す社会運動から強い影響を受けていたため、設立当初から売淫や飲酒、喫煙といった彼らにとつての害毒を社会から排除するパターンリズムの姿勢をとっていたという点で異色であったといつてよい。ところが、これからみていくように、禁酒会が統合して全国組織化し、その支持母体をもとに政治家や行政が飲酒を国家の問題として認識するにしたがつて、飲酒に対するパターンリズムは強化されていった。

③ 未成年者飲酒禁止法案の提出から通過に至る禁酒思想の迷走

1. 最初の法案提出

一九〇一（明治三四）年に未成年者飲酒禁止法案が初めて第15回帝国議会に提出された。この法案を提出したのは、東京禁酒会副会長であり、一八九八（明治三一）年に横浜の日本禁酒会や北海道の北海禁酒会などと連合して設立した日本禁酒同盟会でも安藤太郎会長のもとで、副会長を務めた衆議院議員の根本正である。根本は一九二二（大正一一）年の未成年者飲酒法制定まで、同法案を毎年のように帝国議会へ提出し続け、その制定後に落選して政界を引退した。

最初に提出した法案は、「第一條 未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス 第二條 前條ニ違反シタル者又ハ未成年者タルヲ知りテ酒類ヲ飲用セシメタル者若ハ未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者ニシテ情ヲ知り其飲酒ヲ制止セサル者ハ一円九十五錢以下ノ科料ニ処ス但シ結婚縁組ニ関スル礼式ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス」というものであった（第15回衆議院議事速記録第7号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会、一九〇一年二月一〇日）。ここで重要なのは、酒の販売者を罰するアメリカの法律と異なつて、飲酒をした未成年者自身を罰しようとしていたことと、礼式の場合を除外していることである。前者の問題については、青木〔二〇〇三、一二二―一二三頁〕がすでに衆議院本会、委員会ともに未成年者を犯罪者にすることに対する抵抗感が強く、処罰の対象を「飲用セシメタル者」と修正したものの、おもに実効性がなくかつ取締りが困難であるという理由により否決されたことを明らかにしている。

後者については武市庫太から「但書ニ結婚及縁組ハ特例ニシテゴザイマスガ、我国ノ礼式ナドハ或ハ誕生ヲ祝スルトカ、或ハ新年ヲ祝スルト

カ或ハ年賀トカ、種々ナ儀式モアル訳デアリマス、又近來西洋ノ儀式ヲ酌ンデ金婚式トカ銀婚式トカ云フコトモゴザイマス、ソレヲ単ニ結婚及縁組ニ関スルト止メラレタ御趣意ハ、ドウ云フ訳デアリマスカ」という質問があり、これに対して根本は「此婚姻及縁組ト云フモノハ、我國ニ於テハ之ヲ用フル例ガアリマスカラ、之ヲ除キマシテ其他ノ例ハ飲マズトモ済ム例デアリマス」と返答している（第15回衆議院議事速記録第7号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会、一九〇一年二月一〇日）。これ以外に、第15回帝国議会で、儀礼と禁酒についての議論があまりおこなわれていないのだが、少なくとも根本の返答から、根本と彼の支持母体である日本禁酒同盟会が、結婚式の三々九度と縁組の親子盃を法律で禁止するのは困難とみていたことがわかる。それほどに、禁酒会は伝統的な儀礼から酒を排除することが困難だと認識していた。

2. 取締りの難しさ

翌年の一九〇二（明治三五）年に提出された「幼者飲酒禁止法案」では、「第一條 満十八年以下ノ幼者タルヲ知り酒類ヲ飲用セシメ若ハ飲用ノ為ナルコトヲ知り酒類ヲ販売スルコトヲ得ス 第二條 前條ニ違反シタル者ハ一円九十五銭以下ノ科料ニ処ス」と改められており（第16回衆議院議事速記録第12号、幼者飲酒禁止法案 第1読会、一九〇二年二月七日）、儀礼における例外措置が撤廃されている。それでも、委員会で衆議院議員の今村千代太の発言により、「但シ吉凶礼式ノ場合ハ之限ニ非ズ」という但書が加えられている（第16回衆議院幼者飲酒禁止法案委員会会議録 第3回、一九〇二年二月一三日）。この時は衆議院を通過して、貴族院で否決されるのだが、その貴族院未成年者飲酒禁止法案第1読会の続で特別委員長の高澤金次郎は、「吉凶礼式ト云フコトハ其意味ガ餘リ漠然トシテ居ッテ且ツ又範圍ガ廣過ギハセヌカト云フコトモアリマシタ」と述べ、さらに「彼ノ神酒ノ如キモ土器ヲ以テ飲ム所謂純粹ノ

神酒ハ是ハ儀式ノ内ト認メル、併ナガラ通常ノ八幡祭デアルトカ、或ハ稲荷サンノ祭デアルトカ、祭騒動ノ飲ミ事ハ儀式トハ認メヌ、又婚禮ノ際ノ儀式モ所謂三々九度ノ杯ダケハ儀式ト認メル、併ナガラ其後或ハ徹夜ヲシテ飲ムトカ云フヤウナコトハ婚禮ノ結果デアアルケレドモ儀式外ト認メルト云フコトデ、是ハ内務省ノ意見デアリマス」と説明している（第16回貴族院議事速記録第20号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会の続、一九〇二年三月四日）。以上のように、幼者飲酒禁止法案は、適用範囲があまりにも不明瞭であった。結果的に調査不十分との結論に至って、この法案も否決される。

その後も、根本は帝国議会で未成年者飲酒禁止法を提出し続けるが、衆議院議員の鈴置倉次郎から「牛込デ書生ガ二人焼死ンダ、アレハ多分酒ヲ飲ンデ寝タカラ、焼死ンダノダラウト云フ、憶測ヲ以テ提出ノ理由ノ一ツトサレタニ至ッテハ、驚クニ堪ヘヌデアアル、モウ少シ餘計酒ヲ飲ンデ、起キテ居ッタラ火事ニ遭ハナイカ知ラヌデアアル」といったよう皮肉を言われながら（第21回衆議院議事速記録第6号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会の続、一九〇四年二月二五日）、熱意と根気に対する同情によって衆議院を通過させるものの、取り締まりの難しさに否定的な政府委員の意を受けて貴族院で否決された⁵⁾。その中で、酒を必要としてきた儀礼や年中行事は、この法案を通過させる上で大きな足かせとなった。

例えば、第21回帝国議会議案衆議院に提出した未成年者飲酒禁止法案には、あえて儀礼や年中行事に用いる酒についての但書を明記しなかったのだが、委員会では委員長の野尻邦基は「此法案ニハ明文ハナイガ日本ノ慣例トシテ、儀式ノ時或ハ婚禮ト云フヤウナ、大礼ノ場合ニ必ズ酒ヲ用イルコトニナッテ居ル、サウ云フ場合ニ用イタモノハ、此法文ニ依リマスレバ、ヤハリ罰セナケレバナラヌコトニナルガ、是ハドウ云フ精神デゴザイマセウカ」という質問をしている（第21回衆議院未成年者飲酒禁止法

案委員会会議録第2回、一九〇四年二月二三日)。つまり、儀礼や年中行事の際に用いる酒については、法案に明記しても、あるいははしなくとも質問が飛び、そのたびに根本は苦しい返答を迫られた。この野尻の質問に対して、根本は「此礼式ト云フコトニ付イテ、酒ヲ出シテ飲ムト云フコトハ、誠ニ少ナイコトデッテ、ソレヲ茲ニ明記スル程ノコトデナイト思ッ」たという、第15回帝国議会の時と明らかに矛盾する答弁をしている(同上)。根本の帝国議会における答弁は常にこのようなやり方であり、過去の経緯を軽視したその場しのぎの発言に充ちていた。

次の第22回帝国議会では、酒類を飲用した未成年者自身に加え、「親権ヲ行フ者」と「親権ヲ行フ者二代リテ未成年者ヲ監督スル者」、「未成年者タルヲ知リテ酒類ヲ飲用セシメ又ハ之ヲ販売若ハ給与シタル者」を処罰する法案が提出されるが(第22回衆議院議事速記録第7号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会、一九〇六年二月一日)、衆議院の委員会で委員の村松愛蔵より「但吉凶礼式ノ場合ニハ之ヲ適用セス」という但書を入れることが提案され(第22回衆議院未成年者飲酒禁止法案外二件委員会会議録第三回、一九〇六年二月二日)、これが認められて委員会を通過する。ところが、衆議院第1読会の続での委員長報告後に三井忠蔵が「禁煙法律ガ出マシタ当時ハ、多少取締ヲ致シマシタケレドモ、今日トナッテハ唯法律全書ノ中ニ書イテアッテ、所謂無縁ノ墓葬ラレル一ノ法律トナッテ居ル」と、同じく道徳の問題を法律で禁止した未成年者喫煙禁止法の前例を批判すると(第22回衆議院議事速記録第9号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会の続、一九〇六年二月二八日)、これに賛同する議員が多数となり、第1読会で議論が打ち切りとなった。

第23回帝国議会では、儀礼や行事に関する議論がほとんどないまま、第1読会の続で審議終了となった。続く第24回帝国議会では、法案の第1條が「未成年者酒類ヲ飲用シタルトキハ五十錢以下ノ科料ニ処ス但シ吉凶礼式ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス」と書かれていたため、第1読会でさっ

そく反対派の鈴置倉次郎が「酒ヲ飲ムコトガ法律ヲ以テ罰スルベキ程ノ悪事デアレバ、親ノ死ンダ日ニ悪事ヲ働イテ宜シト云フコトハドウ云フ理由デアリカスカ」かと質問をしている(第24回衆議院議事速記録第7号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会、一九〇八年二月七日)。これは、第22回帝国議会で、賛成派の村松愛蔵が吉凶礼式の際の飲酒を例外とすべきと対照的である。

つまり、当時の帝国議会は、未成年者飲酒禁止法案を取り締まりが困難で、法律として不向きとする議員が多数であった。その中で、賛成派の議員が、この法案を通すための条件としたのが、儀礼や行事における飲酒の例外措置であった。それだけ、儀礼や行事における酒の役割は大きいと考えられていた。しかし、その例外措置は、法案の実効力に疑問をもつ議員に対して、ほとんど説得力をもっていなかったのである。だからこそ、儀礼や行事における例外措置さえも、禁酒法案反対派にとっては法的矛盾以外の何物でもなかったのである。

さて、その第24回帝国議会では、衆議院の委員会で文部省の白仁武が、「吉凶禍福ノアル場合ニ於テハ、ヤハリ学校ニ於テモ時ニハ飲ムコトガアル、例ヘバ卒業式ニ於テ卒業者ガ学校ノ食堂ニ於テ送別会ヲ開ク、祝宴ヲ開クト云フヤウナコトガアリ、或ハ又先年来ノ祝捷界ガ甚ダムツカシイデゴザイマス」と当惑している様子を見せている(第24回衆議院未成年者飲酒禁止法案委員会会議録第2回、一九〇八年二月二三日)。この意見を受けて、賛成派の中林友信は、但書が「吉凶礼式ト云フコトデ凡ソ分ツテアルヤウデゴザイマスケレドモ、先ヅ第一ニ法律文トシテ、吉凶ト云フ文字ガ如何ナル解決ガ出来ルカト云フコトヲ、甚ダ疑シイ嫌ヒガアルノデ、其次ニ単ニ礼式ト申上ゲマスレバ、礼式ト云フコトニ付テハ、亦解釈ハ所謂古礼式ニ依ルカ、新礼式ニ依ルカト云フコトニ付イテモ疑ガアルカト思ヒマス」と述べ、「式典ノ場合ニハ此ノ限ニ在ラス」と但書を修正することで法案通過に協力的な意見を述べた(同上)。こ

れによって、この法案は衆議院の委員会を通過したが、第1読会の続で福井三郎が委員会において政府委員が法案に同意したかどうか尋ね、根本が「サウデス」と答えると、再び福井が「ソレハ御目出タウゴザイマス」と皮肉を述べて、議会で笑いを誘っている（第24回衆議院議事速記録第9号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会の続、一九〇八年二月一六日）。このように、当時の禁酒法案反対派は、この法案に対して議会を通過するはずがないと軽くみていた節がある。

そして、ここでも反対派の望月長夫が、「元ハ吉凶礼式トアリマシテ、今度ハ式典ト云フ文字ニナリマシタガ、式典ト云フ字ノ定義範圍ヲ承リタイ」と質問し、これに根本が「吉凶礼式ト云フト、如何ニモ広クナツテ、吉ト云フモノハドウ云フモノデ、凶ハドウ云フコト、分カラヌコトニナリマスカラ、式典トナルト誠ニ事ガ狭クナリ、式ヲ挙ゲルバカリ」と、飲酒機会が少なくなることの効果を説明している（第24回衆議院速記録第9号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会の続、一九〇八年二月一六日）。だが、江原素六が「根本君年々歳々冷笑サル、ニ拘ハラズ、熱心ニ此案ヲ御出シニナルコトニ付テ、御同様ニ其点ハ誰デモ敬服スルノデアリマス、私ハ年々歳々御依頼ヲ受ケテ（笑声起ル）賛成ヲ致シテ居リマシタ」と議会の笑いを誘う中で、飲酒問題が道徳や宗教で解決できないという根拠をもとに、「立法家法律家が同意ヲ表シテ、爾々相俟ツテ一日モ早く社会改良ノ完成ヲ期スルト云フノガ、今日ノ時勢デアラウト思ヒマス」という情実にあふれた応援演説をして、衆議院を通過させてしまう（同上）。だが、法案提出者の根本のいない次の貴族院では、その熱心さに同情する者が少なく、議決にすら至らないまま未了となっている。

この後も、式典の定義は、未成年者飲酒禁止法案の通過にとって、大きな弱点となっていく。翌第25回帝国議会でも、衆議院議員の高柳覺太郎が婚礼の「場合タケノコトヲ式典トシタノデアルカ、或ハ冠婚葬祭トモ云ツテ、此婚ノ場合モ、冠ノ場合モ、葬ノ場合モ、祭ノ場合モ、所謂

日本式ノ式典ト云フ場合モ總テ含シテ居ルノデアルカ」という質問に対して、根本は「所謂儀式ノ時ニ開イテ、後トテ鱈腹飲ムナドト云フコトハ一切容サヌノデアリマス」と、明確な回答をしていない（第25回衆議院速記録第10号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会の続、一九〇九年二月二一日）。だが、この頃になると、毎年のように未成年者飲酒禁止法案を提出し続ける根本に同情する議員が多くなり、蔵原惟郭や福井三郎が根本に代わって応援演説をしたことで、結果的に政府委員の反対を押し切ってこの法案を衆議院で通過させる。それでも、根本が式典の範囲を明確に回答できなかったことは、政府委員の不信感を残すことになる。実際にも、貴族院の委員会が内務省警保局長の有松英義は、「式典トハ如何ナルコトヲ謂フヤトノ質問ニ対シ提案者ハ婚儀ヲ初メ学校ニ於ケル儀式其ノ他祭儀等ヲ謂フト答ヘ其ノ範圍甚不明確ニテ之ヲ定ムルニ苦」るしんでいたと説明している（第25回貴族院未成年者飲酒禁止法案特別委員会第1回会議録、一九〇九年三月一七日）。結果的に、貴族院では、政府委員の強い反対を受けて、この法案を否決した。

3. 政府委員による対応の転換

その後、第26回と第27回の帝国議会では、儀礼に関する議論がでなかった。再び儀礼の問題が取りざたされたのは、一九一二（明治四五）年二月二九日に開催された貴族院の「未成年者飲酒取締ニ関スル法律案特別委員会」第1回のことである。この時、貴族院議員の徳川達孝が「例へハ神社ノ祭祀ニ際シ参詣人ニ神酒ヲ頒ツ場合ニ参詣人中ニ未成年者アルトキハ之ニ神酒ヲ頒ツモ格別ノ弊害ハ生セサルベシ政府ハ斯ノ如キ場合ニモ未成年者ノ飲酒ヲ禁スルヤ」と質問したのに対し、内務省警保局長の古賀廉造は「独リ神社ノ祭日ノ祭日ノミナラス未成年者ニシテ婚姻ヲ為スコトアリカル場合ニ少量ノ飲酒ヲ為スモ決シテ健康ヲ害シ又之カ為ニ懦弱ニ流ルルカ如キコトナシ故ニ此ノ法律案ハ斯カル場合ヲモ禁ス

ルノ趣旨ニアラスト信ス」と述べ、婚姻者であれば未成年であっても少量の神酒を飲むことに差支えないとの解釈を示して居る（第28回貴族院未成年者飲酒取締ニ関スル法律案特別委員会会議録第1回、一九一二年二月二六日）。

このわずか三年間で内務省政府委員の対応が大きく転換した背景としては、筆者がすでに紹介している内務省政策との関わりがあると考えられる。青木〔二〇〇三、一二九〜一三一頁〕は、一九〇八（明治四一）年から開始された感化救済事業に禁酒会やその母体であるキリスト教会が関与していた様子を描いている。この時、内務省は禁酒会やキリスト教会を社会事業の実行部隊として利用しており、一方で禁酒会とキリスト教会は感化救済事業に関わることで自らの事業に公共性を付与させようとしていた。このような政府と禁酒会の歩み寄りによって、帝国議会における政府委員の対応は、変わっていったと考えられる。

ところが、同委員会が貴族院議員の柳原義光が「我日本ノ現状ニテハ未之カ必要ヲ感スルニ至ラス寧之有ルカ為ニ青年ヲシテ法律ヲ軽スルノ悪弊ヲ生セシムルノ虞アリ是レ最慎ムヘキコトナリ」と注意し、同じく貴族院議員の堀河護磨が「何等昨年ト異リタル所ナキ今年ニ於テ特ニ思想ヲ変スルノ理由ナカルヘシ」と同調したために（第28回貴族院未成年者飲酒取締ニ関スル法律案第2回、一九一二年三月六日）、政府委員の対応が変わったことも否定され、結果的に否決された。

この法案が次に提出されたのは、第30回帝国議会である。この第30回帝国議会では、貴族院の未成年者飲酒取締ニ関スル法律案特別委員会まで通過している。ところが、第1読会の続で貴族院議員の三宅秀が、年々賛成派が多くなっているので討死になるかもしれないとの心情を吐露しながら、「毎年此案ガ三月ノ雛祭り前後ニ出ルモノデアリマスカラ、イツデモ白酒トノ関係ヲ此案デ述べナケレバナラヌヤウナ訳デアリカスガ、第一雛祭りト云フモノハ随分私ハ大切ナモノデアラウト思フノデア

ル、（中略）サテ其白酒ト云フモノハ、ドノクライ『アルコホール』分を含シテ居ルカト云フト、百分ノ六・九七殆ド七『プロセント』バカリ（中略）、白酒ハ三月バカリアルカト申シマスルト、正月アタリカラ山川白酒ノ看板ヲ懸ケテ市中デ広く売ッテ居リマス、正月家庭ガ団楽シ、一家ガ和合シテ祝ヒラシ、彼是イタシマスルニハ随分欠クベカラザルモノカト存ジマスルガ、此法案ヲ実行スル上ニ於テハ、白酒ハ無論売ッテ悪ルクナルダラウ」と述べ、低アルコールの酒類まで禁止するこの法案に反対した（第30回貴族院議事速記録第7号、未成年者飲酒取締ニ関スル法律案 第1読会の続、一九一三年三月一九日）。また、三宅は、アルコールを含んでいない甘酒がこの法案の適用外になることを前提としながら、少し発酵を進ませればアルコールを含むようになるとし、かつ同様の性質をもつものとして果汁を取り上げ、酒とそれ以外の飲料の境界を定めることの難しさを主張した（同上）。三宅の大演説は、職工や農夫にとつての酒の必要性などにも及ぶもので、この法案は第1読会の続で全員一致の否決となった。

そして、次の第31回衆議院未成年者飲酒取締ニ関スル法律案の第1読会における衆議院議員の岡崎久次郎発言が、この法案の大きな転機となった。岡崎は「我が衆議院議員ガ苟モ我が議院ノ決議権ノ対面ヲ深く重ンズルナラバ、本案ノ如キ年々歳々衆議院ハ善シト認メテ通過ヲシ而シテ貴族院ニ於テハ悪シト認メテ否決サレルヤウナ此議案ヲ、更ニ又茲ニ衆議院ニ提出シテ衆議院ハ通過シ、更ニ貴族院へ行ッテ否決サレルト云フコトハ、此衆議院議員ノ体面ニ非常ニ関係スルト思フノデアリマス」と述べ、委員会を開かずして第2読会を開いて否決することを主張した（第31回衆議院議事速記録第11号、未成年者飲酒取締ニ関スル法律案 第1読会、一九一四年二月一五日）。この岡崎の意見は通らず、委員会が開催される。

そして、今回もまた衆議院議員の松本宗吾が「祖先崇拜ト云フカ、例

へバ伊勢ニ詣ッテモ、太神宮ニ行ッテ神酒ヲ戴クトカ、其ノ他ノ神前ニ詣ッテ神酒ヲ戴クト云フコトモアリマス、或ハ又我國固有ノ美術的、或ハ「トラジシヨ」トシテ雛祭ニ白酒ヲ飲ムトカ云フコトハ、一種我國独特ノ綺麗ナル習慣デアッテ我國美術ノ源泉」に因んでいと主張した（第31回衆議院未成年者飲酒取締ニ関スル法律案委員会会議録第2回、一九一四年二月二三日）。これに対して、根本は「買ヒニ行ク人が私が結婚スルタメト云ッテ買ヒニ行ケバ宣イト云フコトニナレバ、皆サウサウ云ッテ困ルノデ、其場合ニ依ッテ今御話ノ如キコトハ自然適用スルコトニナラウト思ヒマス」と答えている（同上）。つまり、根本は儀式を目的とした酒の購入といった例外措置については、法律で明文化せず現場の警察官による判断に任せるといふ曖昧な回答をしているのであるが、これに対する批判はとくになく、この法案は衆議院の委員会を経て本会を通過した。ただし、ここで重要なのは、衆議院議員の齋藤隆夫が、第1読会の時の岡崎と同様、衆議院で可決されても貴族院で否決され続けていることを理由に、反対演説をしていることである。そして、岡崎や齋藤らによる少数意見は、現実のものになっていく。

4. 禁酒派の後退

第31回貴族院未成年者飲酒取締ニ関スル法律案第1読会で、久保田譲は衆議院がこの法案を提出し続ける理由は同じで、貴族院で否決されている理由もあらかじめ承知のこととしながら、「貴族院デ否決ヲ致ス理由モ、年々歳々同一デアリマス、(中略)ソレデ本年モ亦恐ラクハサウ云フ運命ニ陥ルドラウト思ヒマス」という予見を述べている（第31回貴族院議事速記録第12号、未成年者飲酒取締ニ関スル法律案 第1読会、一九一四年三月七日）。そして、委員会に入ってから最初の質問で貴族院議員の石黒忠憲が例年の如く「御神酒ダノ婚礼儀式等ニ於キマシテ、未成年者ガ飲ミマスルハ、是ハドウ致シマスルノデゴザイマスセウカ」

と問うと、内務省警保局長の岡喜七郎は「御神酒、婚礼等ノ如キ場合ニ於キマシテハ要スルニ常識ヲ以チマシテ、解釈ヲ致シマスヨリ仕様ガ無イモノデアラウカト考ヘテ居ルノデゴザイマス、詰リ例ヘバ婚礼ノ場合ト申シマシテモ、謂ハユル結婚式ト云フ場合デハナイ、アトデ或ハ親戚ニ披露ヲ致シマスルカ、知己友人等ヲ招イテ酒宴ヲ催シマスルト云フコトニナリマスレバ、此法ノ適用ヲスル、(中略)併ナガラ其結婚式ヲ挙ゲマスル式ノ三々九度ト云フ場合ニ用イマスルナリ、神酒トシテ神様ニ上ゲタモノヲ戴クト云フコトハ、謂ハユル酒ヲ飲ムコトデナク解釈ヲ致シマシタナラバ宣カラウカト、斯ウ考ヘテ居リマス」と回答している（第31回貴族院未成年者飲酒取締ニ関スル法律案特別委員会議事速記録第1号、一九一四年三月一日）。つまり、岡は衆議院委員会における根本の発言をさらに拡大解釈して、披露宴や酒宴においては禁酒法が適用されるけれども、神酒は神様からいただくものだから飲酒にあたらなという無理な理屈を述べている。ところが、この意見に対してはその場で大きな反対もなく、その後は教育や健康、不良化などに議論が集中して、結果的に委員会では4対3というわずかな差で法案を通過させた。ところが、本会の第1読会の続で、委員会副委員長の清棲家教が「委員ノ中デ、尤モナ政府委員ノ弁明デアルト云フコトハ認メマセヌデゴザイマシタ」が、宗教家や教育家、法律家が未成年者の飲酒を禁止しようと努力しても効力を及ぼさないので、法律によって制裁したいという趣旨で可決に至ったと説明した（第31回貴族院議事速記録第15号、未成年者飲酒取締ニ関スル法律案 第1読会の続、一九一四年三月一六日）。つまり、貴族院の委員会では政府委員の説明に納得しておらず、法案の趣旨そのものに同意していたのである。このため、第1読会の続では様々な側面から未成年者の飲酒を法律で取り締まるべきではないとの意見が相次ぎ、第2読会を開くことなく審議未了となった。

衆議院では、貴族院で否決されるからという理由で二年続けて反対し

た少数の意見に耳を傾けず、毎年のように法案を提出し続ける根本に同情してこれを通過させたものの、貴族院で繰り返し否決されたこと大きく落胆した。このため、根本は第32〜34回帝国議会での法案提出を見送っている。そして、第35回帝国議会で「未成年者飲酒禁止法案」を提出するが、これは未成年者本人ではなく、酒を飲ませた者や販売した者を罰する取締法案と異なり、酒を飲用した未成年者自身を罰するという法案提出初期の頃に遡った内容になっている。これに対しては委員会で反対意見があり、第31回帝国議会の時と同様、未成年者に酒を飲ませた者や販売した者を罰する法案に戻され可決に至ったが、その後の本会で審議未了となっている。

そこで、根本は翌年の第37回帝国議会で第35回衆議院委員会の修正案に即した「未成年者飲酒禁止法案」を提出し直した。だが、第1読会では根本が法案提出理由を説明した後にすぐ衆議院議員の伊東知也が「斯ノ如キ愚劣ナル案ヲ委員会其他ニ付シテ、時日ヲ長引カセルト云フコトハ、国務ノ重体ヲ來シ、私ハ見逃スコトハ出来ナイト思フ、根本君ノ殆ド十数年ニ亘リマシテ熱誠ナル御趣旨ハ分リマスシタガ、其趣意タルヤ殆ド道徳ト法律トヲ混淆シテ何ガ何ダカ訳ガ分カラヌヤウナ問題デアルト私ハ考ヘマス」と述べたうえで、「ドウデス諸君、何時モ貴族院ニ行ツテ委員会委員会ニモ付託サレズシテ否決サレルデハナイカ、寧ロスフ云フ議案ヲ貴族院ニ送ルト云フコトハ、衆議院ノ恥辱デアルト思フノデアリマス」と議会に同意を求めた（第37回衆議院議事速記録第8号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会、一九一五年二月一七日）。それに同意して、佐々木安五郎が委員会に廻さずにこの法案を否決することを希望したが、賛否両論あることの重大性から委員会が開催された。すると委員会では、内務省参政官の藤澤幾之輔が「飲酒ニ関スル取締ハ困難ニシテ容易ノコトニアラス」と述べて、直近の政府見解を覆したうえに、またもや衆議院議員の小林勝民が「日本旧来ノ婚禮ニ於テハ三々九度ノ盃

ガ行ハレ此儀式ニ於テハ決シテ虚礼ヲ許サズ」と強く批判した（第37回衆議院未成年者飲酒禁止法案委員会議録第2回、一九一五年二月二〇日）。それでも、文部省普通学務長の田所美治が「小林君ノ言ノ如ク婚姻儀式ニ於ケル慣例ヲ破ル能ハズ」と述べ（同上）、条文に「祭事儀式若ハ医療ノ為ニスル場合ハ此ノ限ニアラス」という但書が加えられたことよって、委員会を通過した（同上）。

しかしながら、本会の第1読会の続きで、衆議院議員の野村嘉六が酒を提供した営業者が「制裁を受けるのに、未成年者自身は飲み放題であることの矛盾を指摘したうえで、「此儀式ノ程度ハ先程或ハ結婚トカ云フ例ヲ仰シヤッタデアリマスガ、是モ甚ダ不明確デアアルノデアリマス、要スルニ斯ノ如キコトハ法律ヲ以テ規定スベキモノデナク、根本君ノヤウナ宗教上ノ所謂趣味ノ御方ハ宗教ノ力カ、但ハ教育ノ力ニ依テ、サウシテ此未成年者ニ自然ノ感化力ヲ及ボサレタ方ガ、却テ十年一日ノ如ク此案ヲ御出シニナルヨリハ、私ハ結果ニ於テ大ナル効果ガアルト斯ウ信ズルノデアリマス」と反対意見を述べたことが決定的な意味をもち（第37回衆議院議事速記録第15号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会の続、一九一五年一月二三日）、本案は否決された。同様の反対意見は、根本が禁酒法案を提出し始めた一九〇一（明治三四）年から有力であり、それが年を追うごとに弱まっていったにも関わらず、貴族院の見解にいつまでもたつても対応できない衆議院の苛立ちがあつて、復活したといえる。つまり、ここに至り、禁酒法案通過への歩みは振り出しに戻ってしまったことになる。

5. 法案通過へ

第37回帝国議会で大きなダメージを受けた根本は三年ほどの期間をおき、一九一八（大正七）年の第40回帝国議会にあらためて「未成年者飲酒取締ニ関スル法律案」を提出する。これは、第37回に提出した「未成年

「年者飲酒禁止法案」と全く同じ条文にすぎない粗末なものであり、議会における根本の法案提出理由もいつも通りであった。基本的には、国内で起こった飲酒を原因とする事故で問題提起し、その後外国の禁酒法をいくつも紹介するというのが、根本の演説形式である。第37回では、その長いお決まりの演説の後、すぐさま衆議院議員の岩崎勲が委員会の開催を求め、議長の大岡育造がその要望を認めていることから、第37回から第40回の間根本による入念な根回しがおこなわれていたことをうかがえる（第40回衆議院議事速記録第7号、未成年者飲酒取締二関スル法律案 第1読会、一九一八年二月三日）。そして、委員会とその後の本会でも強い反対意見はなく、この法案は速やかに衆議院を通過した。

ところが、続く貴族院では、本会第1読会で内務大臣の後藤新平が「從來ノ慣習ヲ俄ニ一変セシムルト云フコトノ必要ニハ迫ツテ居ラス」と述べ（第40回貴族院議事速記録第8号、未成年者飲酒取締二関スル法律案 第1読会、一九一八年二月二五日）、続く委員会で貴族院議員の石黒忠恵や足立綱之などから法律としての不備が指摘された（第40回貴族院未成年者飲酒取締二関スル法律案特別委員会議事速記録第2号、一九一八年三月八日）。そして、同じく貴族院議員の黒岡帯刀が「此案ガ不備デアルカラ、政府ノ案トシテ此次ニ、ソレ等ノコトニ付テ文部省ナリ、其他各省御協議ノ上ニ完全ナルモノヲ御提出ニナツタ方ガ得策デハナイカ」という意見により（同上）、この法案は否決となった。不備とするおもな根拠は、これまで議論されてきた取締りの困難である。結局、「未成年者飲酒取締二関スル法律案」は、不十分な法律案ばかりを繰り返して提出する根本に対して、あらためて不信任を募らせることとなった。それでも、政府は禁酒法案を議会に提出しなかった。そして、衆議院における根本の政治的手法もあまり変わらなかった。一九一九（大正八）年に提出された「未成年者飲酒取締法案」は、酒類を飲用した未成年者からその酒類と器具を没収するとともに提供した者を罰するという議員

立法を目指した法律案である。

ここで注目したいのは、委員会における衆議院議員の高見之通による次の発言である。彼は、「貴族院ナドデハ一種の空氣ガアッテ、ドウシテモ議員ガ提案スルト、屢々不議了ニ終ルコトガアル、政府ノ方デ提案サレルト多少修正スベキ点ガアッテモ、ソレガ大概通過サレルト云フコトハ、何人モ知ツテ居ル事デアル」と述べたうえで、本案を政府から提出しない理由を質問した（第41回衆議院未成年者飲酒取締法案委員会議録第2回、一九一九年二月二六日）。つまり、高見はこれまで法案の不備が焦点であった国会での議論を、政府の責任問題にすり替えてしまったのである。そして、内務省警保局長の川村竹治と同じく内務省の衛生局長であった杉山四五郎、文部省普通学務局長の赤司鷹一郎から法案に賛成するとの言質を取った。

さらに、衆議院議員の萩亮が貴族院での指摘を想定して、三々九度の問題を取り上げたが、これに対して内務省の川村が「此儘デ大シタ不都合ハ無カラウカトモ考ヘテ居リマス」と返答し、その後は川村、赤司といった政府委員と法案提出者の根本、この法案を強く支持した高見が立て続けに法案賛成の理由を述べ、本案は委員会を通過した。さらに、本会の第1読会の続でも、高見が第一次世界大戦の勃発を背景に、「此案ガ一度成立シテ法律トナリマシタナラバ、国ノ信用ヲ高メルデアラウト信ジマス」と述べたうえで、独壇場ともいえる長い演説をおこなったことで（第41回衆議院議事速記録第19号、未成年者飲酒取締法案、第1読会の続、一九一九年三月五日）、この法案は衆議院を通過した。

そして、続く貴族院の委員会では、内務省の川村が「飲酒ト云フコトハサウ云フ厳格ニ申シマシタナラバ、或ハ御神酒ヲ頂戴スルトカ或ハ結婚ノ場合ニ盃ヲ取交スト云フヤウナコトハ這入ツノデアルカ知レマセヌガ、解釈トシテサウ云フモノハ這入ラヌモノト見テ取締リタイ」と法案成立を希望した（第41回貴族院未成年者飲酒取締法案特別委員会議事速

記録第1号、一九一九年三月一七日)。ところが、同じく川村が「内務省文部省カラ訓令ヲ致シマシテ尚ホ今後ヤカマシク言ヘバ相当ノ効果ハアリマセウガ、矢張り充分ニハ行ハレヌト云フ心配ガアルノデアリマス、而シテ一面未成年者ナドハ即チ中学校ノ生徒ナドガ酒ヲ飲ムト云フヤウナコトガ可ナリアルヤウナ風ニ風聞モ聞イテ居リマスカラ、一々斯ウ云フ法案ヲ造ツテ一面ニ於テハ未成年者ハ酒ヲ飲ンデハイカヌモノデアルト云フ大体ノ頭ヲ造ルコトガ今日ノ時勢ニ於テハ必要デハナイカト思ヒマス」と述べたことが決定的な意味をもった(同上)。この川村による説明では、本案が未成年者に対する啓蒙思想の指針にすぎなくなる。そこで、委員長の小笠原長幹が「内務当局、文部当局ニ於テハ自分ノ行政ノ扱ヒデハ出来ヌカラ此法律ヲ認メテ宜イト云フノデスカ」と質問し、川村は「ヤツテ居リマスガ、十分デアルトハ認メテ居ラヌノデ」という逃げ腰の態度をみせ、その後いくつかの質疑応答を経て、選挙法の委員会があるとの理由で退席してしまふ(同上)。それから法案反対派の今城定政が取締りの困難を理由に法案成立への反対を表明し、同じ立場の竹村與右衛門が「慣習ノアルモノヲ俄ニソレヲ止メマスレバ却ツテ犯罪人ヲ造ル原因トナリハシナイカト云フ考モアリマス」と述べたことで、本案は委員会では否決された(同上)。

続く本会の第1読会の続では、政府委員の川村と杉山が啓蒙思想としての効果を理由に法案通過を求めたが(第41回貴族院議事速記録第21号、未成年者飲酒取締法案、第1読会の続、一九一九年三月二〇日)、賛成七十七名、反対一三五名の圧倒的多数で否決されている(同上)。つまり、未成年者に酒を飲ませたくないという単なる啓蒙思想を理由としては、禁酒法案が議会を通過しない雰囲気であったのである。

翌年の第42回帝国議会でも、前回とはほぼ変わらない内容の「未成年者飲酒禁止法案」が根本から提出された。ただし、衆議院の第1読会で、根本は「未成年者ニ真ニ酒ヲ飲マセナイデ忠君愛国ノ道ヲ実行セシムル

ノハ誠ニ容易イ、ソレニハ此未成年者飲酒禁止法案ヲ実行セシムルナラバ必ズ我が帝国ヲシテ、世界列強ノ首班タラシムル所ノ力ヲ出スモノハ、此未成年者飲酒禁止法案デアルト私ハ信ジマス」という、禁酒法案を国力強化に向けた忠君愛国に結び付けている(第42回衆議院議事速記録第9号 未成年者飲酒禁止法案第1読会、一九二〇年二月一〇日)。つまり根本は、第41回衆議院の本会で高見が未成年者の飲酒を国の信用に結びつけたことに説得力があったことを受け、禁酒法案の必要性を忠君愛国に求めた。彼は、禁酒法案を成立させるためには手段を選ばないタイブだったといつてよいだろう。そして、本案は委員会を経て、本会でもとくに異論なく衆議院を通過した。

ところが、貴族院では、内務大臣の床次竹次郎とこなぎが、第1読会で「成立ツコトニ付テハ別ニ不同意ノ意見モアリマセヌ、併ナガラ實際十分ニ徹底シテ行ハレルカト云フコトニナリマスレバ、ソレハ左様ニハ考ヘマセヌ、併ナガラ幾分ノ効果ハアラウト考ヘテ居リマス」と曖昧な見解を述べ(第42回貴族院議事速記録第18号、未成年者飲酒禁止法案、第1読会、一九二〇年二月二四日)、続く委員会でも健康上の理由から法案に賛成する発言がある一方で、貴族院議員の江原素六や高木兼寛からむしろ小学校の教員に風紀上の問題があるという意見が出て、審議未了となつている(第42回貴族院未成年者飲酒禁止法案特別委員會議事速記録第1号、一九二〇年二月二六日)。

第44回帝国議会でも、衆議院では第1読会で議員の奥村安太郎が、「独り未成年者ノミニ禁酒ヲ命ズルト云フコトハ、私ハ餘り残酷デハナカラウト思フ、(中略)日本ハ昔カラ儀式ニ酒ヲ用イルノ風ガゴザイマス、是ハ未成年者ノミニ廃スルノデアリマスガ、若シ之ヲ廃スルトスレバ、洵ニ大事ナル日本ノ礼儀ヲ廃スルコトニナリマス」と主張したが、その間に場内から何度も冷やかしのを受けている(第44回衆議院議事速記録第25号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会、一九二二年三月一日)。そ

して、根本正は儀式にこの法案があまり関係しないと奥村の意見を却下し、「忠君愛国ノ所謂紳士タル者ハ、此法律ヲ歓迎セバナラヌト思フノデアリマス」と、やはり右傾化の論調にのった主張をしている(同上)。

続く委員会第1回でも、根本は「甘酒ナドヲ酒ト云フ名ガ附イテ居ルト云フヤウナ事モアリマスガ、無論ア、云フモノハ酒デハナイ」と述べて、儀礼と禁酒法案の関係をあらかじめ否定し、法案成立の効果を主張していった(第44回衆議院未成年者飲酒禁止法案委員会議録第1回、一九二一年三月一日)。これに対して、第2回の委員会で衆議院議員の八並武治が「文部当局ガ、法律万能主義ヲ振廻スト云フコトハ、教育ニ何等カ悪影響ヲ来タス虞ガアリハシナイカト云フコトヲ私ハ慮レルノデアリマス」など、飲酒を法律で禁止することを執拗に批判したが、同じく衆議院議員の飯島信明が「法律トナリマスレバ、一ツノ罪惡ノ形ヲ成シマシテ、一般国民ノ頭ニ非常ナ好イ影響ヲ感ジサセルト思フノデアリマス」といった道徳規範を法律にすることへの肯定的な意見を出して、この法案は委員会を通過し(第44回衆議院未成年者飲酒禁止法案委員会議録第2回、一九二一年三月一四日)、その後の本会でもとくに強い反対意見のないまま貴族院へ送られることになった(第44回衆議院議事速記録第28号、未成年者飲酒禁止法案第1読会の続、第2読会、一九二一年三月一七日)。だが、貴族院では、この法案が審議されなかった。

翌年にも例年の通り、根本から衆議院に未成年者飲酒禁止法案が提出され、その第1読会で酒造家の吉良元夫がまず、お遣いで未成年者が酒を買うことの不便を取り上げたうえで、「例へば冠婚葬祭ノ如キ、又直ニ参リマス三月三日ノ雛節句ノ如キ、家庭ニ於キマシテハ、従来ノ慣習ト致シマシテ、白酒ヲ少シツ、戴イテ雛様ノ祭ヲスルト云フ所ニ、甚ダ美ナル風俗ガアリマス、是モ絶対ニイケナイノデアルカ、或ハ又婚禮ガ行ハレルトキハ、夫婦盃ハ申スニ及バヌコトデアリマスガ、親子盃ト云フモノガアル、是モ禁ジナケレバナラヌモノデアリマスガ、其時ハ

水盃デ宜イデハナイカト云フカ知レマセネガ、水盃デハ御祝儀ニハナリマセヌト思ヒマス、蓋シ貴族院ガ容易ニ之ヲ通過シナイノモ其邊ノ考慮デハナカラウヤト想像致シテ居ルノデアリマス」と、この法案を批判した(第45回衆議院議事速記録第14号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会、一九二二年二月一九日)。この意見で重視すべきは、吉良が貴族院でこの法案を否決する大きな理由を酒を必要とする儀礼に求めたことである。貴族院がこの法案してきた大きな理由としては、他に取締りの困難があったが、衆議院で貴族院が儀礼における酒の必要性を是認しているとしたことは、両院における見解の違いを確認する上で重要なことであつた。

ただし、その後の委員会が未成年者飲酒禁止法案をのちに通過させる伏線となる。この衆議院未成年者飲酒禁止法案委員会では、衆議院議員の春日俊文が、「酒ト云フモノハ必シモ悪イ物ト云フ断定ハ出来ナイト思ツテ居ル」と述べ、その理由として酒が栄養になることや害になるという医学的な根拠がないことを主張した(第45回衆議院未成年者飲酒法案委員会議録第1回、一九二二年)。これに、同じく衆議院議員の清水留三郎や松下禎二が同調し、同法案に猛反対した。

清水は、内務省警保局長の湯地順平に対して、この法律が緊急に必要なものか、法律の効果があるのか、条文が適当であると認めるのかと矢継ぎ早に質問し、そのうえで「酒ヲ飲マセレバ科料ニ処セラレルトナルト、今ノ日本ノ結婚制度ト云フモノヲ破壊スルコトニナル、結婚ノ場合ニ水デ盃ヲスルト云フコトハ如何ニモ不吉ナヤウデ、今日ノ風俗習慣ニ反シマス」と述べ、湯地を「発案者ニ聴イテ戴キタイ」と言わしめるまで追い込んだ(第45回衆議院未成年者飲酒禁止法案委員会議録第1回、一九二二年)。さらに、松下は当時成人年齢が定められていなかったことを疑問視して、「日本デハ何年ヲ以テ青年トスルト云フ法律ガアルヤウニ記憶シテ居リマセヌ」といった皮肉を述べたうえで、未成年者が酒

を飲む人員やその弊害を数字で示してほしい、少年が酒を買いに行った場合に親のお遣いか自用か区別がつかないのではないか、根本が春日との質疑応答で「未成年者ガ酒ヲ飲メバ害ガアル、成年者ハ左程害ガ無イ、五十歳以上ノ者ニハ特ニ害ガ有ル」といった発言に対して、「議員内ニ於テハ酒ノ為ニ色々吾々ノヤウナ真面目ナ者ノ顔ニ泥ヲ塗ル事ガアリマスヤウデス、此法案ヨリモ老年ノ方ヲ取締ツテ戴キタイト思フ」、「私ノ考デハ法律ヲ制定セラレテモ、決シテ根絶ヤシスルコトハ出来ナイモノデアル」と発言し、根本を追い込んでいった（第45回衆議院未成年者飲酒禁止法案委員会議録第一回、一九二二年二月二一日）。

そして、内務省衛生局長の潮惠之輔が「酒ノ種類モ問ハズ、場合モ問ハズ、總テヲ通ジテ一言ニ有害カ無害カト云フ御答ヲスルノハ困難デアリマス」と述べてから（同上）、春日と松下、清水は勢いづいていった。春日は、「一人デモ助ケ得ラルレバ、ソレデ宜イト云フ事ハ、此法制ノ根本ノ趣旨ニ於テ不真面目、不真面目デアアル、一人デモ助ケ得ラルレバ宜カラウト云フコトハ、耶穌教ノ教会ノ御説教デナラ結構デアリマスガ、併シ本案トシテハ往ケナイ」と批判し、松下は「医科大学ニ於テ調べタ所ニ依ルト、（日本ノ女子ガ成年トナルニハ十六歳半、男子ガ十七歳三ヶ月、ソレデ成年ニナル、（中略）酒ヲ飲ム未成年者ト云フモノハ十七八歳以上ノ者デアアル、其ノ者ハ成年者デアアル、酒ヲ飲ンデ差支ナイノデアアル、（中略）労働国デアリマス米國ノヤウナ処ハ、泥酔ニ陥リ易イ、日本ハ東洋ノ君子国デアリマス、餘リ泥酔スルマデ飲ミマセヌ、又殊ニ幼年者ハ酒ヲ飲マナイ、家庭ニ於テ之ヲ禁ジテ居ル、斯ウ云フ無益ノ法律ヲ制定スル必要ハナイ」と断言した（同上）。そして、清水は、「第一條ノ第二項ハ全ク空文ニ属スル、『未成年者ノ飲用ニ供スルコトヲ知りテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス』トアリマス、斯ウ云フ風ノコトヲ、マルッキリ提案者ハ此案ノ條項ト反対ノ意見ヲ述べテ居ル」と、根本の答弁における矛盾を指摘した（同上）。

これらの批判に対し、根本は「酒ヲ飲ムコトヲ制止スルトアツテモ、結婚ノ場合ノ如キハ制止ハシナイ、酒ヲ飲ムト云フ程ノ事デナイ、儀式ノ為ニスルモノハ制止スルコトハナイ、酒ヲ飲ンデ害ヲ受ケル程酒ヲ飲ム場合ヲ制止スルノデ、結婚ノ儀式ノ時ニハ制止スルマデ飲ムト云フヤウナコトハ日本國中無イノデス、ソレカラ先ノ事ハ分リマセヌケレドモ」と言葉濁した（同上）。この答弁は、これまで述べてきた法案の趣旨と表現がだいぶ異なっており、実際にも後述する法案通過後の禁酒会の主張とも相反する。

そして、最後に春日は、「此案ハ洵ニ日本ノ国ノ体面ニモ係ハルト云フヤウナ意見モアリ、殊ニ私共ハ之ヲ此次ニ審議スル場合ニハ、日本ノ儀式制度ニ付テ述ベタイト思フガ、ソレモ出来ナイデハ困ル」と述べつつも、「私ハ希望シテ此委員ニナツタノデアアルガ、私ハ今日アタリハ懲罰ニ付セラレルト思フガソレガ出来ナイ間ニヤラレテハ困ルカラ、私ハ午後ヤツテ戴キタイ」と意味深な言葉が続けた（同上）。昼間の休憩を挟んで委員会が再開されると、春日は「此不備ナ法制ヲ通スト云フコトハ、洵ニ委員達ガ法制ノ智識ガ無イヤウデ馬鹿ニ見エルト思ヒマス」という侮辱した発言をし（同上）、委員を解任された。これは、何度否決しても根本から提出し続けられる禁酒法案に対して、毎回同じような議論を繰り返す衆議院への態度に怒りをぶつけたものと考えられるが、一方で同じような発言を何度も繰り返し、矛盾したことを平然と述べることで周囲を怒らせるという、根本の長年の議員活動で培ってきた老獪な手腕に根負けした結果であるとも言えるだろう。

その後は、青木（二〇〇六、一六三―一六四頁）で明らかにしたとおり、春日に同調していた松下と清水が欠席し、理事の大石大が辞任した中で、委員会として満場一致で可決し、本会の第一読会の続でも衆議院議員の中野寅吉が、何度も繰り返し禁酒法案を提出し続ける根本への人情論のためにこれを通過させることは国家として損失が大きいたうえて、

「日本ノ習慣トシテ未成年者ガ結婚スル時ニ水ヲ飲マセルカ、水盃ナドハ本来縁起デナイデハナイカ、三三九度ノ盃、三宝島台デ長柄ノ銚子、蝶花形ヲ置イテヤルトキニ、水ヲ飲マセテ、借白髪マデ一緒ニナラウト云フ祝事ガ出来ルカ、ソナナ馬鹿ナ話ハナイ」と反対した（第45回衆議院議事速記録第21号 未成年者飲酒禁止法案 第1読会の続 一九二二年三月三日）。これに対しても、青木（二〇〇六、一六四頁）ですでに明らかにしたとおり、根本が委員会での懲罰問題を取り上げて威圧しながら、長い演説をして衆議院を通過させた。

続く貴族院の委員会でも、内務省衛生局長の潮恵之輔が、この法案の「神様ノ御神酒ヲ戴クトカ、儀式ノ時ニ頂戴スルト云フヤウナノハ、酒ヲ飲ムト云フノデハナイト云フ解釈ノヤウニ思ヒマス」と説明した後に、貴族院議員の清岡長言が「衆議院ノ提案者ハ、未成年者、並ニ五十歳前後ノ者ニハ、有毒デアルト申シテ居ルコトカラ考ヘマス、飲ム間ト云フモノハ、僅ノ間ト思フ、サウスレバ、イツソウノコト、是ハ国民一般禁酒ト云フコトニ、御ヤリニナルト云フ御考ヘハナイノデアリマセウカ」と質問している（第45回貴族院未成年者飲酒禁止法案特別委員会議録第1号、一九二二年三月二三日）。これに対し、潮は「政府ハソコ迄押切ツテヤル考ヲ持ツテ居リマセヌ」というように（同上）、根本の真意を確認した清岡の質問からあえて政府の見解へとすり替えた返答をし、禁酒会が日本を無酒国にすることを目標にしていることを確実に知っているからこそ、この法案制定による国民一般禁酒への加速化を否定した。

また、政府はこの法案通過に対して、長らく賛成といいながら常に及び腰であり、貴族院での否決に救ってもらっている状態であったが、委員会では清岡が「若シ此案ガ貴族院ニ於テ、否決イタシマシタ場合ニ於テハ、政府ニ於テ最近ニ此案ヲ御出シニナルト云御考ハナイデアリマスカ」と、この法案を通過させるだけの政府の覚悟を問うと、内務次官の小橋一太が「一面ニハ社会局ニ於テモ、児童ノ保護ト云フ関係カラ、酒バカ

リデアリマセヌガ、広キ意味ニ於ケル、法律ノ制定ヲ今研究シテ、ソレニ対スル種々ナル調査モ出来テ居リマスカラ、ソレ等ノ関係ニ於テ、適当ノ案ヲ得マシタナラバ、積極的ニ政府カラ、出スコトガアラウト思ヒマスルガ、是ハ単ニ未成年者ノ禁酒法ノミノ問題トセズシテ、モウ少シ研究シテ、内務省トシテ広キ意味ノ案ヲ出シタイト考ヘテ居リマス」と答弁している（第45回貴族院未成年者飲酒禁止法案特別委員会議事速記録第2号、一九二二年三月二四日）。

当時は、女給のサービスを売りにするカフェーへの未成年者の立ち入りやそれに関連した不良少年問題、彼らを更生させるための感化事業などが政府にとって大きな課題となっており、それらを解決するための手段として、政府が未成年者飲酒禁止法案を肯定的に捉えていた可能性は極めて高い。これに関連した同様のことは、一九二二（大正一一）年に制定された少年法にも当てはまる。

もちろん、そのような意図は、全国の禁酒会から後援を受けていた根本を中心とする禁酒派議員たちの日本を無酒国とする目標と合致していないのであるが、政府はそのような社会的背景はほとんど議論の俎上にあげることのないまま、国会における法案の現実的に可能な通過手段として、議会内における議論のつじつま合わせに終始していたように思われる。そこに、貴族院議員の三宅秀が「是ヨリ先キ兵役ニ就クニ都合ガ宜クナイ、故ニ飲酒ノ習慣ヲ付ケテ置イテハナラヌカラ、豫メ子供ノ中カラ禁ジテ置クト云フ方ノ趣意デ、此法案ハ出来テ居ルモノト存ジマス」と、兵役のためにこの法案が有効であるとの応援演説をし、同じく貴族院議員の江原素六や大谷嘉兵衛が少年保護の観点から賛成の態度を示したことで、この法案は貴族院の委員会を通過した（同上）。そして、本会の第1読会の続でも成年を含めた絶対飲酒禁止を法令とすることは考えていないことが確認され（第45回貴族院議事速記録第32号、未成年者飲酒禁止法案 第1読会の続、一九二二年三月二五日）、未成年者飲酒

法は制定された。

ただし、第45回帝国議会における、以上のような衆議院や貴族院での議論は、とりあえず未成年者飲酒禁止法を制定するための方便であった。法案提出者の根本は、法律制定直後の選挙で落選し、政界を引退するが、日本国民禁酒同盟の長尾半平や山口政二、竹原樸一などが彼の後を受けて禁酒の対象を二五歳に引き上げる法案を一九二六（大正一五）年から一九五〇（昭和二五）年までほぼ毎年のように提出し続けた。しかし、一九二六年の第51回帝国議会では、過密な日程に乗じてこの改正法案をほとんど審議しないまま衆議院で通過させているが、それ以外では衆議院ですらまともに議論されていない⁽⁶⁾。そして、日本を無酒国とする禁酒会の夢は終わった。

④ 未成年者飲酒禁止法成立後の新たな目標と方針の転換

1. 二五歳未満禁酒法案の目的

さて、禁酒会は一九二六（大正一五）年から提出し始めた禁酒の対象年齢を二〇歳から二五歳へと引き上げる必要性を、帝国議会でのように説明していたのであろうか。この問題は、法案提出の背景となる禁酒会の活動について検討するのに重要なので、まず主要な論点を議会議事録を用いて確認しておきたい。ただし、一九二六年の第51回帝国議会では、先述したようにまともな議論が交わされていないので、ここでは議論の白熱した一九二七（昭和二）年の第52回帝国議会を分析対象とする。なお、一九二九（昭和四）年の第56回帝国議会では、衆議院の委員会では否決され、一九三〇（昭和五）年の第58回帝国議会では衆議院の委員会では通過したものの、その後の本会で審議されていない。その後も禁酒法案の提出はしばらく続くが、衆議院を通過することはなかった。

一九二七年の第52回帝国議会では、衆議院議員の竹原樸一が中心となって、「未成年者飲酒禁止法」を「飲酒取締法」に改め、禁酒の対象を二〇歳から二五歳に引き上げる改正法案を提出している。その根拠として、山口はまず「今回二十五歳未満ノ者ト致シマスルト、先ヅ学生ノ大部分ガ入り、青年団員及軍隊ノ大部分ガ之ニ入ルト思フノデゴザイマス」と述べ、続いて「人間ノ身体モ精神モ二十四五歳迄ハ發育ヲスルト云フノデゴザイマス、左様ナ次第デアリマスカラ、現行法ノ目的ヲ達成致サウト思ヒマスナラバ、矢張適用ノ年齢ヲ引上ゲテ二十五歳未満ト致スコトガ、ヨリ宜シクハナイカト考ヘルノデゴザイマス、第三ハ現行法ニ於キマシテハ、未成年者ニ酒ヲ飲マセナイデ、酒ヲ飲ムト云フ習慣ヲ付ケサセナイヤウニ致スト云フヤウナコトヲ目的トスルモノト考ヘマスガ、其飲酒ノ習慣ハ大体満二十歳以上二十四五歳マデノ間ニ付クカノヤウニ考ヘラレマス、其点カラ申シマシテモ現行法ヲ改正致シマシテ、二十五歳未満ノ者ニマデ適用スルコトニ致スコトガ宜シクハナイカト考エルノデゴザイマス」と説明した（第52回衆議院議事速記録第14号、未成年者飲酒禁止法改正法律案 第1読会、一九二七年二月一八日）。

この山口の説明には、明らかな詭弁が少なくとも二つ含まれている。一つは、根本が公教育の確立を建前として未成年者の禁酒を求めていることを、改正法案では、多くが学校教育から卒業している二五歳未満にまで引き上げようとした矛盾であり、二つ目は未成年者飲酒禁止法の制定時に成年者を含む全国的な絶対禁酒を否定していたにも関わらず、成人後まで飲酒の習慣をつけさせないようにしたいと述べた無責任な回答である。

ただし、改正法案の目的が将来的に日本から酒をなくすことであることは、派手な禁酒運動の実態から周知の事実であったので、例えば衆議院議員の神崎勲は、山口が法案趣旨の説明をした直後に「未成年者飲酒禁止法ヲ改正致シマシテ、二十五歳以下ノ者ニ及ボサウト為サル所ノコ

トハ、尙將來進ミマシテ一般国民ニモ之ヲ布カウト云フ御趣意デアラウト云フコトガ窺ハレルノデアリマス、又サウ云フヤウナコトデナカッタナラバ、案ノ意義ハナイト思フノデアリマス、(中略)此禁酒論ニハ二ツノ原因、若クハ動機ト見ルベキモノガアルト思フノデアリマス、ソレハ如何ナルモノデアルカト申シマシタナラバ近來科学ノ進歩ニ依リマシテ、日本酒ナル処ノモノハ、其害毒ガアルト云フコトヲ一層確カメラレマシタガ為ニ、酒ヲ飲ンデハイケナイト云フ論者ト、ソレカラ又一ツニハ亞米利加ニ先年禁酒法ヲ布カレマシタ所ノモノヲ動機ト致シマシテ、

日本モヤラナケレバナナイト云フ、此二ツノ動機カラデアラウト思フノデアリマス、(中略)確ニ近來特ニ科学ノ力ニ依リマシテ、日本酒ガ特ニ飲ンデハイケナイト云フコトヲ、新ニ発見サレタ事實ガアルト云フコトヲ肯定スルコトハ出来ナイノデアリマス、私ハ矢張斯ノ如キ論者ハ、唯單ニ亞米利加ニ禁酒法ヲ布カレタ為ニ、其論者ニ追隨サレマシテ、斯ノ如キ理屈ヲ付ケタモノデアラウト思フノデアリマス」と反対の意見を述べた(第52回衆議院議事速記録第14号、未成年者飲酒禁止法中改正法律案 第1読会、一九二七年二月一八日)。つまり、神崎は禁酒の対象を二〇歳から二五歳に引き上げる法案の目的を、将来的に禁酒の対象を国民一般にまで広げることにあることを露呈させながら、その動機をアメリカの禁酒法に追隨したいという科学的根拠のないものであると批判したのである。実際のところ、未成年者飲酒禁止法とその改正法案には、青木(二〇〇三、二〇〇六)で指摘したとおり、当時思うように信者を獲得できていなかったキリスト教会が、禁酒を入信後の効果として宣伝していたことや、貧困対策、不良少年の取り締まりといった社会事業と結びつけ、それらの社会的正当性を主張していたことなどの事実から、神崎の指摘以上に本音と建前の異なる矛盾があったといえる。

そして、衆議院の本会で衆議院議員の吉良元夫は、「二十歳以上デゴザイマスルト、人間ノ極メテ重大ナル結婚等ニ於テモ、是ハ古來ノ習慣

ニ因ツテ三々九度ト云フヤウナコトガアルノデアル、(中略)此多年ノ習慣デアル所ノ祝儀盃ト云フモノハ水盃デ致シマスカーサウ云フコトハ簡單デハアリマセヌ」と述べ、かつて大きな議論となっていた三々九度という飲酒を伴う伝統的な儀式への支障をあらためて問題視した(第52回衆議院議事速記録第14号、未成年者飲酒禁止法中改正法律案 第1読会、一九二七年二月一八日)。また、吉良は未成年者飲酒禁止法が徹底的に実行されていないことと、アメリカの禁酒法がその励行に多額の国費を費やしていることを取り上げ、この改正法案に反対した(同上)。

続く委員会は5回にわたる大激論となった。その中で、まず大きな意味をもったのは、衆議院議員の石井三郎による「苟モ紳士トシテ吾々ガ宴会其他ニ臨ム際ニ於テ、所謂芸者ノヤウナ者ヲ聘シテ其斡旋ヲセサル時分ニ、二十三、二十四ト云フ者、酌婦ノヤウナ者ガ宴会ノ席ニ出テ斡旋スル者デアルガ、實際ニ於テサウ云フ者ニ対シテオ前達ハ酒ヲ飲ンザヤイカヌト云フ、吾々ハ兎ニ角其儀表タルベキモノデアルニ拘ラズ、オ前ハ酒ヲ飲メト云ツテ盃ヲ差スト云フヤウナコトヲシタ時分ニハ、ソレガ矢張共犯デアル、其点カラ言ツタナラバ、サウ云フ風ニスルカト云フコトヲ先ヅ第一ニ私ハ之ヲ提案者ニ御尋ヲ致シタイ」という質問である(第52回衆議院未成年者飲酒禁止法中改正法律案委員会議録 第2回、一九二七年二月一九日)。これに対して、事実上提案者の中心人物であった山口政二は、「客ハ監督者デゴザイマセヌカラ、此取締法規ニハ触レナイノデゴザイマス」と述べた一方で、「共犯ニナリマス、甚ダ研究ガ不足デ…」としどろもどろになってしまふ(同上)。さらに文部政務次官の田中善立が「文部省ノ意見トシテハ、法律デ以テ之ヲ絶対ニ禁止スルト云ウヤウナコトハ直ニ同意シ兼ネル」と反対意見を述べると、山口は文部大臣の出席を求めた上で、「二十五歳未満ノ者ガ芸娼妓ニ酒ヲ飲マシメタ場合ハ共同正犯ニナリマスガ、幸ニ御同様ハソレ以上ノ年デゴザイマスカラ、身分上カラ実行正犯ト云フ訳ニハイカヌト思ヒマス」

と先ほどの答弁を撤回した(同上)。その後、岡田良平文部大臣が出席するも、成年者ノ禁酒ト云フコトニ関シテハ、法律ヲ以テ之ヲヤルト云フコトハ、余程考慮ヲ要スルコト思ヒマス」と改正法案の制定に消極的な態度をみせた(同上)。

続く第3回の委員会でも、石井三郎が酒造業に従事する二五歳未満の従業員による利酒をどのように取り締まるのか、酒の需要者を二五歳以上に引き上げた場合の酒税の激減をどこから補うのか、芸妓酌婦をどのように取り締まるのかといった質問を立て続けにおこなった(第52回衆議院未成年者飲酒禁止法中改正法律案委員会議録(速記) 第3回、一九二七年二月二二日)。この最後の質問に対して、内務参与官の鈴木富士彌は、「沢山ナ警察費デモ議會デ協賛ニナリマセヌ限り、今日ノ程度デハソコマデ立入ッテ取締ルコトハ中々出来難イコト、思ヒマス、(中略)酒席ニマデ警察ヲ派出サセルヤウナコトハ、是ハ人ノ私生活ノ自由ニ立入り過ルト云フ非難モ起ラヌデハアリマセヌ」と述べている(同上)。このような取締りの難しさは、未成年者飲酒禁止法案が提出された時から何度も問題になっていたことであり、ここから政府委員がこの法案を大した根拠のないまま、通過させたくない時には取締困難と述べ、通過させたい時には取締可能と帝国議會での答弁を都合よく使い分けていたことがわかる。

また、和歌山県で酒造業を営んでいた衆議院議員の田淵豊吉は、酒が禁酒論者の主張するような毒物ではないと熱弁した上で、山口に普通選挙権を二五歳から欧米各国と同じく二〇歳にする意思を問い、山口が選挙権を二〇歳に与えてよいと答えると、「酒ヲ自身デ制スル事モ出来ナイト、法律デ禁ゼナケレバ止メラレナイト云フ様ナ自制心ノナイ者ハ公権ヲ持ツノハ如何デスカ」と批判した(同上)。そして、田淵は民法でも二〇歳以上の営業自由が認められていることや、扱いに危険を伴う火薬や自動車なども二〇歳以上での使用が認められている例、男女の多

くが二〇歳から二五歳の間に結婚している事実をあげ、自制心が足りないから二五歳未満の者を禁酒にするという法案提出理由の矛盾に迫っていた(同上)。それら以外にも、田淵は青年団に自治があることや酒を飲ませることを認めている軍隊は最も規律の厳しいところであると、学生には校規や自治審があることを指摘し、「自己ノ二十五歳カラノ幸福ヲ能ウ図ラヌ者ノ為ニ、病人カラ葡萄酒ヲ取り、労働者、鉱山夫、人力車夫カラ酒ヲ取上ゲテ、彼等自制心ヲ失ッテ自己ノ幸福ヲ図ルコト出来ナイ者ヲ保護センガ為ニ、節制ヲ守リ、サウシテ適度ノ酒ヲ飲ンデ身体ヲ強壮ニスル者カラ此力ヲ奪ハントスルノデアルカ」と、本案通過による労働環境の悪化を問題視した(同上)。

その後は、田淵と山口、衆議院議員の田中養達の間で酒は毒か否かという双方で全くかみ合わない議論が長く続き、田淵が海外に移出している日本人の取締りはどうするのか、酒を禁止したら煙草や砂糖など別の嗜好品を嗜む人々が増えるのではないかと指摘した後で、「人類社会ニ於テ危ンデ居ル所ノ此法律ガ通過シテモ、名ノミデアッテ行ハレルモノデハナイ、故ニ私ハ声ヲ高クシテ論ズル必要ハナイト思フケレドモ、其為ニ立法府ハ如何ニ馬鹿デアルカ、斯ウ云フ法案ヲ何故出シタト云ハレタ時ニ、吾々合ハス顔ハナイノデゴザイマス」と、情に訴えた(同上)。こうした田淵の豊富な知識と十分な準備は、禁酒派に多大なダメージを与え、この委員会の後、法案提出の中心人物であった山口は、この法案の無理な趣旨弁明によって重病を患い、法案提出の代表者である竹原とともに委員を辞任した(同上)。

その後の第4回の委員会では、まず大分県で酒造業を営む衆議院議員の吉良元夫が、「本当ヲ申シマス、父兄ノ飲酒モ絶対ニ禁止スレバ宜イ訳デアリマス」と述べながら、「人間ノ思考ト云フ事ハ、甚ダ不可能ノ事デハナカラウカト思フ」というように、本音と建前をうまく使い分けた主張をしている(第52回衆議院未成年者飲酒禁止法中改正法律案委

員会議録 第4回、一九二七年二月二三日)。それから、吉良は「終日働イテ其鬱ヲ忘レル為ニ勞ヲ忘レル為ニ酒ヲ飲ンデ喜ンデユツクリ休ムノデ、ソレデ又再ビ活力ヲ恢復シテ、サウシテ自分ノ生業ニイソシンデ居ルノデアリマス」と、自身が當んでいる酒造業の必要性を強調した(同上)。これに対して、衆議院議員の田中養達は、「此毒ノアル酒ニ依テ一日ノ勞ヲ慰スル、サウシテ知ラズ識ラズノ間ニ時分ノ健康ヲ害シテ御座ルト云フコトヲ知ツタ私共トシテハ、之ヲ黙ツテ見テ居ルコトハ無慈悲デアリマス」と反論した(同上)。一方、弁護士で衆議院議員の清水市太郎は、「問題ニナルノハ男子デアリマスガ、女子ニ於テ適用スルノガ、困難デアルト私ハ思フ且又慘酷デハナイカト思フ、即チ一部ノ婦人ハ酒ヲ飲マナケレバ商売ガ出来ナイ者モアル」と述べ、禁酒年齢の引き上げが一部の婦人を失職させる危険性を指摘した(同上)。ただし、芸妓や娼妓、酌婦を救済することは、もともと禁酒運動を推進していた東京婦人矯風会、後の日本基督教婦人矯風会が目指していたことであり、この目標に反禁酒派が同調しながら、未成年者飲酒禁止法の改正案を否定するという矛盾した行為に出た理由はよくわからない。この問題については、今後の課題としたい。

さらに、清水は「法律ヲ作ル者ガ大概老人ガ寄ツテ居ルカラ、若イ者ニ都合ノ悪イ、老人ニ都合ノ好イ法律ヲ作ルノカト云フ誹リモアル事ト思フ」と、この法案の提出理由における問題点を適切に説明した(同上)。これに対して議員としての先輩にあたる清水と同じ政友会に属する宮島は、「未成年者ニ既ニ禁止シテ居ル其続キヤヤセルト云フノデアリマシテ、何モ若イ人ナドノ快樂ヲ急ニ取去ルト云フ意味デハナイノデアリマス」とトーンダウンしていった(同上)。

これに加えて、同じく政友会の松岡俊三が「私が十歳ニシテ酒屋ノ丁稚小僧トナリ、十二歳ノ年ヨリ酒ノ素ヲ造リ、十三歳ヨリシテ車ヲ挽イテ酒ヲ運ビ、又十五歳小学校ヲ卒業スト直ニ腹掛ヲ掛ケ紺ノ服引ヲ穿イ

テ、一合五合一升ノ酒ヲ売ツテ居タ時デアリマス」と述べ、自身がかつて働いていた酒造業への愛情を説いた(同上)。そして、「郷社ニ行ツテ神前ニ供ヘタル神酒ヲドウナサル」という決まり文句を述べて、宮島などの禁酒派を強く批判した(同上)。これに対して、衆議院議員の田中は「其当時ノ人ハ酒ガ有害デアルト云フコトヲ知ラズニ、之ヲ前提トシテ一ツノ慣例ニナツテ来タモノデアルト思フ」と反論したが、これに内務参与官の鈴木が一九二五(大正一四)年のうちに未成年者飲酒禁止法で取締つた者のうち、大部分が説諭で済む軽微なことであった説明を加え、この法律の有効性について疑問を呈した(同上)。そこへ、松岡が同調して、「思想上カラ確固不拔ノ心ヲ養成シテ居ル、神酒ヲ供ヘテ居ルト云フコトデアッタナラバ、有害デアルカラモウソナ御神酒ヲ差上ゲル必要ナシトハッキリ仰セラレルガ宜シイ」と述べ、禁酒派への賛成意見を述べる(同上)。それに続けて、田中は「殊ニ酒ノ如キハ習慣ニ俟ツコトガ多イ、デアルカラ若イ人ニ習慣ヲ附ケサセナイヤウニスルコトガ、根本問題デアリマス、殊ニ嗜好品デアル以上ハ、御年寄ガ一杯飲ムノラ直ニ止メテシマヘマス云フコトハ、自由ノ束縛デモアリマスカラ、ドウカ私ハ無理ヲセズシテ、成タケ此間違ッタ習慣ヲ附ケヌヤウニスルコトニハ、二十五歳ノ法ガ、二十一歳ヨリ効果ガアリハシナイカ」と、法案賛成の意を述べた(同上)。

しかし、清水は全く意見を譲らず、「酒ハ盃ニ三杯飲ムト食欲ヲ増ス、(中略)一杯酒ヲ飲ンデグツスリ寝ル、サウシテ翌日行ク時ニハ又晩ニ一杯飲メルト云フコトヲ楽ミニシテ働ク」という、労働上の飲酒の効果を主張した(同上)。さらに、反禁酒派の吉良は、「芸者ガ客席ニ待ツテ酒間ヲ斡旋スルニ当ツテ、酒ノ御相手ヲ為サザルト云フコトハ到底言フベクシテ行ハレザルコトデアル」と述べ、職業上の不可避な飲酒を擁護した(同上)。

そして、内務省刑事保局長の松村義一は、「警察ト致シマシテ、斯ク

云フ法案が出マシタ場合ニ、ソレヲ取締ツテ励行ヲスルト云フコトニ付キマシテハ、非常ニ困難ガ伴フモノト申サナカレバナラヌノデアリマス」と述べ、警察としての取締困難を強調した(同上)。さらに、内務参与官の鈴木は、「御承知ノ通り未成年者飲酒禁止法ハ根本正君ノ十数年ニ渉ル奮闘ノ結果、多少ノ同情モ伴ヒ、又未成年者デアルト云フヤウナ趣旨デモアリマセウガ、第四十五議會ニ於テ初メテ成立ヲ致シマシタ」という、根本への同情論で未成年者飲酒禁止法を制定させた実情を吐露している(同上)。

このようにみていくと、政治家と官僚の関係がよくわからなくなってくるのであるが、少なくともベテラン議員の根本に対する衆議院での同情や、帝国議会における雰囲気を感じての官僚の対応、議員による答弁の激しさなどが、一連の法案通過と否決を方向づけていたといつてよい。つまり、未成年者飲酒禁止法案では、議会で時に飛んだり跳ねたりして熱弁をふるう根本を抑えきれずに法律制定に至ったが、改正法案では、禁酒派が根本を落選で失っており、かつ酒造業を営む議員がそれに強い反発を示したことで、そして、官僚がそうした雰囲気踏まえて同調しなかったことが、否決へと向かった原因ではないかと考えられる。

さらに、医者で政友会に所属する土屋清三郎が同僚の山口に代わって委員になると、彼は「酒其モノハ、固ヨリ他ノ毒物、或ハ滋養物ト同ジク絶対ノ毒ニアラズ、絶対ノ薬デハナイ」という医学的見地を述べ、かつ「陛下ガ盃ヲ下サルト云フコトハ、決シテ酒ヲ飲マナクテハナラヌト云フ意味デハナイ、是ハ古来カラ日本ニ伝ハツタ所ノ儀式デアル、(中略)天盃ヲ戴クノハ、酒ヲ飲マナクツラ不忠ニナル、天下斯ノ如キ怪事ハナイト考ヘルノデアリマス」という皇室の儀式を事例にした新たな解釈を提示した(同上)。また、これは禁酒法案が提出されるたびに儀礼との関係で何度も問題になってきたことであるが、土屋は取り締まるべきアルコールの度数をどこに設定するのか説明を求めた(同上)。こ

の質問に対し、内務参与官の鈴木は、酒税法の面からアルコール度数〇・五%以上が酒であると答えながらも、「元来根本正サンノ御発案デアツテ、今度モ諸君ノ御発案ニ依テ私共甚ダ大刀打ニ困難ヲ感ジテ居ルヤウナ訳デアリマス」と法案提出者への対応に不快感を示した(同上)。これらの議論から、酒を必要とする儀礼を尊重することが反禁酒への有力な根拠であり続けていたことと、そもそも政府が未成年者飲酒禁止法の制定にも積極的ではなく、むしろ根負けして受け入れた様子が見ええる。結局のところ、政府と帝国議会は未成年者飲酒法を取締りの可能性と伝統的な社会的慣習の面から非現実的だと考えながら、禁酒の対象が発言権のない未成年者であることから、根本の執拗な法案提出に妥協したもの、その対象を二五歳に引き上げる改正法案では、これ以上の規制は不可能であるとの態度を露骨に示したのである。そして、禁酒派の田中が「二十五歳ニシタノハ、漸ヲ逐ウテ禁酒国ニスルト云フノデアリマスカ、私共モサウ云フ理想ヲ持ツテ居リマス」と述べ、さらに同じく禁酒派の宮島がその目的を認めたことで、改正法案が日本を禁酒国にすることを目的にしていることが公でようやく明らかにされた(同上)。

第5回の委員会では反禁酒派の松岡と吉良元夫が委員を辞任し、その代わりに松山常次郎と反禁酒派の吉良良夫が委員となった。一方で、禁酒派も法案提出者の竹原が亡くなり、田中養達が法案提出者の代表となった。この田中は、産婦人科医として後に人種差別や身分差別の問題を引き起こした優生学の支持者であり、そもそも医者としての倫理観に疑問を抱かざるを得ない人物であったが、この改正法案については「提案者ガ死ニマシタノデ、提案者ガ廻リ廻ツテ私ニナリマシタノデ、満足ナ答弁ガ出来ヌカモ知レマセヌ」と、その職務を全うすることに不安を示していた(第52回衆議院未成年者飲酒禁酒法中改正法律案委員會議録(速記) 第5回、一九二七年三月一日)。実際にも、衆議院議員の前田房之助と清水から禁酒によって労働者の娯楽を奪うマイナス面や酒税取

入の減少を突き付けられると、議論が平行線をたどってしまったが、衆議院議員の松山常次郎や星島二郎が禁酒による財政面での利点や道徳的法規の必要性などを強く主張したことで、この法案は衆議院の委員会を通過した(同上)。

ところが、本会の第1読会の続に入ると、禁酒家の加藤知正が禁酒会や禁酒運動の効果とそれらに対する政府からの助成の可能性について質問し、文部大臣の岡田がそれらの必要を認めたと関わらず、田中養達が長々と酒の害を訴えた上に「平素陛下ノ御側ニ奉仕スル機会ノ最モ多クイアノ貴族院ノ連中ガ、此陛下ノ大御心ニ対シテ奉ツテ、マサカ此法案ヲ握潰シニハサレヌコト、深ク信ジテ居ル次第デアリマス」と侮辱した発言をしたために、加藤は「遺憾ナガラ私ノ質問ニハ御答下サルコトガ出来ナイモノト看做シマシテ、賛成ヲ致サウトハ思ヒマシタケレドモ、私ハ之ニ反対ヲ宣言致シマス」と翻った(第52回衆議院議事速記録第27号 未成年者飲酒禁止法中改正法律案 第1読会の続、一九二七年三月一八日)。これに佐藤實が反応して、「何か目新シイ問題ヲ立法府ニ提出シテ自分ノ新シイ意見ヲ発表スル機会ヲ捉ヘントスル人ガ沢山ニ居ルデアリマスケレドモ、真面目ニ本案ヲ通過セント努力シテ居ル人ハ非常ニ少クシテ、賛成ハシタケレドモ、ドウデモシテ否決ニナツテ呉レ、バ宜イガト希望シテ居ル人ガ議場ニ沢山多イ」というように、禁酒派の強すぎる自己主張を批判した(同上)。

おそらく、これは根本によって未成年者飲酒禁止法案が帝国議会で提出され続けていた頃からの衆議院の雰囲気や吐露したものだと思う。実際にも、衆議院はこの法案を政府委員が非現実的と述べ、貴族院が否決することを見通して、安易に通過させていた気配がある。また、禁酒会はこの当時、積極的に企業会員を募り、多額の寄付金を得て、それを禁酒運動や政治活動の資金に充てていた。その代表的なスポンサーは、千代田生命やメンソレータムの近江兄弟社、ロート製薬、ライオン

歯磨、仁丹の森下製薬、三ツ矢サイダーの帝国鉱泉、花王の長瀬商会、クラブの中山太陽堂、カルピスなどであったが、現在は禁酒運動の衰退とともにその関係をほぼ断ち切っている。それでも、当時はその資金が禁酒派の選挙運動に役立っていたことは間違いない。そして、禁酒を公約として当選した議員が、禁酒ありきで議会で答弁をしていたことも事実である。しかし、それは禁酒会が自らの活動を正当化し、勢力を拡大するために政界や財界に近づくほど、単純に禁酒をしたくて禁酒会に加入した人々の気持ちを裏切っていたことになる。なぜなら、禁酒会の体質が、宗教や慈善団体から政治目的の圧力団体へと変質してしまったからである。この意味で、自己アピールのために禁酒を主張することを批判した佐藤の意見は的を射ている。その後、田中は演説が皇室に及んだことを謝罪し、谷原公が酒を病気や犯罪に結びつくというこれまでと変わらない応援演説をしたが、結果的に本法案は反対多数となって、否決された。そして、先述したように、その後も法案提出がしばらく続くが、衆議院を通過することはなかった。

2. 無酒国に向けた挑戦と挫折

以上のようにみてみると、酒が健康に良いか悪いか、あるいは禁酒を宗教や道徳に任せるべきか法律で規制すべきか、禁酒の対象を何歳に設定するのが適当かという点については、禁酒派と反禁酒派の意見が噛み合わずに議論が平行線をたどり、一方で取り締まりの可否や飲酒の年齢制限、儀礼における酒の必要性、さらには議員個人の意地や失言などが法案通過に大きく影響していたように思われる。ただし、取締りの可否については確固たる根拠があるわけではなく、政府委員の見解が大きな意味をもっていた。

当初、未成年者飲酒禁止法案の制定に乗り気でなかった政府が一転して賛成の意を表明したのは、禁酒会が勢力を拡大させて内務省の感化救済事業

や地方改良事業などの様々な社会事業に協力していたことや、大正時代から都市部に出没していたいわゆる軟派学生を、カフェーやバーに通うのを取り締まるのに都合がよいと考えていたからだと思われる。年齢制限については、心身の発達に至る年齢や徴兵制と既存の儀礼における対象年齢との整合性がとれず、同様に酒の必要性についても曖昧なもので、とくに禁酒派において議会議案を通過させればよいというその場しのぎの意見が目立つが、これらについては後述する。最後の議員の意地と失言については、第52回の衆議院委員会で政府委員の鈴木が長年法案を提出し続けた根本への同情があったことを述べていることから、毎年のように同じような議論を続けたくない、あるいは高齢で政界を引退する前に実現させてあげようという気持ちがあったのかもしれない。実際にも、根本は禁酒と鉄道くらいにしか関心をもっておらず、議員生活のほとんどをそれらのためだけに費やしていたのである。ただし、それら以上に未成年者飲酒禁止法案の制定を決定づけたのは、何度否決されても毎年同じような法案を提出し続ける根本に対して、春日が怒りのために失言をしたことである。

それに対して、改正法案の場合は、法案提出者が根本のように粘り強くなく、否決されるたびに交替した。山口が心労のために病気を患って委員会の委員を辞任し、田中が皇室の権威を持ち出すという失言をしたことは、これまでみてきた通りである。

さて、こうした未成年者飲酒法制定の諸要素の中で、まだ検討の余地を残しているのが、儀礼における酒の役割についてである。この議論においては、重要な行事や人生儀礼にも関わる伝統文化を否定することへの抵抗感と、白酒や甘酒といったアルコール分の低い酒類にまで禁酒の対象にすることへの疑問が重要な論点となっていた。これについて、根本は厳格に適用するものではなく、例外措置を認めると発言して、反対意見を退けていったのであるが、本心は全く異なる。

そこです、未成年者飲酒禁止法制定以前における根本周辺の禁酒運動の様子を明らかにするため、一八九八（明治三一）年に東京禁酒会会長の安藤太郎と北海道禁酒会の伊藤一隆が中心となって全国に散在していた禁酒会を連合させて日本禁酒同盟を設立し、同時に東京禁酒会の機関誌『国の光』に横浜の日本禁酒会の『日本禁酒雑誌』が統合してできた新たな『国の光』の記事をみていきたい（財団法人青木匡済財団編、一九二六、五九頁）。なお、日本禁酒同盟最大の目的はキリスト教の信者を増やすことにあり（同上、六三頁）、根本はその命を受けて東京禁酒会の副会長から日本禁酒同盟の副会長になった人物である。

例えば、一九二二（大正元）年に発行された『国の光』二三四には「歳暮の家庭に於て第一に注意すべき緊急事項（愈よ全国に於て屠蘇酒全廃の時節到来せり）」という記事には、「家庭で而かも万事の始めといふ新年早々味淋（マヅメ）といふ強度のアルコール飲料の入った屠蘇酒を芽出度いと言つて飲ませるとは、此位辻褃の合はない斬しはない」と述べ、正月に屠蘇を飲むことを全国的に禁止すべきだとの主張をしている（二〇頁）。なお、今でこそ料理に使われている味淋は、近代まで飲用にされていた。ただし、屠蘇の中心は白酒と甘酒であつたはずであり、この記事は問題の対象を味淋に移すことで誇張表現をしているといつてよい。

次に、この関東を中心とする日本禁酒同盟が、一九二二（大正九）年に関西の国民禁酒同盟と連合して日本国民禁酒同盟を設立した時に発刊した機関誌『禁酒之日本』の記事を確認しておきたい。これは、未成年者飲酒禁止法制定後における禁酒会の活動内容を探る上でも重要なことと考える。なお、この日本国民禁酒同盟は加盟団体数二四〇余、会員数約二万人だったという（財団法人青木匡済財団、一九二六、六五頁）。理事長は長尾半平、実行理事が伊藤一隆と青木庄蔵であった。

結果的にこの合併は、組織の体質を大きく変化させることになった。なぜなら、国民禁酒同盟は「宗派政党に拘らず、禁酒を以て国家の重大

問題とし、日本国を直ちに無酒国たらしめる目標を立て、組織せられた」からである(同上、六三頁)。したがって、国民禁酒同盟はキリスト教の教義に基づく宗教や道徳の面のみならず、政治・経済・社会の面からも飲酒を重大問題とし、日本を無酒国にすることを目指していた(同上、六三頁)。このことは、これまでの議論で帝国議会における禁酒派が、慈善団体から圧力団体へと変化していったと述べてきたこととも符合する。

そして、結論を先に言えば、日本国民禁酒同盟の主張は、帝国議会での答弁から大きく逸脱したものであり、議会での答弁も信用できるものではなかった。例えば、一九二三(大正一二)年に発行された『禁酒之日本』四一では、「目的と方法と」という巻頭言で「第一は一般学生に対しては、年齢に拘らず禁酒法を立つるにある。第二は学校教師、警察官、交通機関の従業員に対して禁酒法を設くるにある。第三は市町村の自治体に対して、酒類取締法制定の権を与ふるにある。第四は神社、仏閣、学校、及び兵營の附近若干距離の範囲にありては、酒類の醸造販売を緩さぬ法を設くるにある。第六は酒類販売の時間を制限するにある。第七は強烈なる酒類の製造販売を制限するにある」として、最終的に日本を酒のない国にするための具体的な手順が示されている(一頁)。

また、同年の一九二三年に発行された『禁酒之日本』四五では、「新年会にせよ、送別会にせよ、親睦会にせよ、何の会合でも、凡テノ会合に酒類を飲用することは、大なる害悪を流すことであつて、其処に未成年者が混ザツテ居ようと、混ざつて居なからうと、それは大した問題でない。未成年者に悪い飲酒は成年者にも悪い」と記述されている(一頁)。ここでも、日本国民禁酒同盟の主張が、未成年者飲酒禁止法制定以前における帝国議会での根本の発言よりも極端な禁酒に傾いていることがわかる。

なお、余談になるが、一九二四(大正一三)年に発行された『禁酒之日本』

五八では、九月一日を白粉・酒なしデーとすることを表明している(二二頁)。これは、「奢侈を排し遊楽に頼る行動を慎」むことを目的としたイベントであったが(同上)、これ以降、本誌の主要なスポンサーであり、当時の化粧品メーカーでは最大手であった中山太陽堂が、広告の掲載をやめている。青木(二〇〇三、一三二―一三三頁)で、入会資格の緩やかだった大谷派本願寺を母体とする反省会が、絶対禁酒を強要するキリスト教系禁酒会よりも人気であったと説明したことの逆説として、制約を増やして他者との利害対立を深めてしまうやり方は、結果的に支持者を失い、孤立化を深めてしまう原因になったとも思われる。

話を元に戻すが、一九二六(昭和元)年に発行された『禁酒之日本』七五では、「私らは、今年から、白酒もお止めにしませう。これも酒の仲間です」(三七頁)や、「第一には年首の祝酒、三月の節句の白酒、神事に用ゆる神酒、婚礼の三々九度の盃等、断然廃すべきであります」(四三頁)といった読者の投稿を紹介しており、続く同年発行の二六号でも、節句の時に雛壇が「ワタシタチニ白酒ナンカソヘタノハダレダ」。『オサケットハケシカラヌ』、『ステロステロ』ナドトオホサワギ』したという漫画を掲載している(三五頁)。

さらに同じく一九二六年に発行された『禁酒之日本』七八では、第52回帝国議会に未成年者飲酒金法中改正法律案を提出するにあたり、「警察官並に教育家の任用に際し、絶対禁酒を制約せしむるやう主務当局に建議することや」「議員選挙の場合に、禁酒主義の候補者を応援すること」「酒の文字を『醴』に変更することなどを決定事項とした(三〇頁)」。そして、九月一日を全国的「禁酒日」とし、内務大臣宛に「イ、二十五歳禁酒法の要求 ロ、未成年者禁酒法の励行督励 ハ、地方禁酒制度の設定 ニ、禁酒に関する特設機関設置、ホ、神社祭式行事作法中『酒を『醴』(アマザケ)と更生』する件が決議された(三三頁)」。また、同年の『禁酒之日本』八〇では、「仏事には禁酒」や「酒なし

で結婚」といったことが美談として紹介されている〔四五頁〕。同様に、同年の『禁酒之日本』八三でも、「迷信や虚飾をすて、心からの喜びへ」という記事で、「今日では披露宴と称して、かんたんな座談式の会で済ませるやうになりました、そして御馳走といつても極めてかんたんなもの―サンドウィッチ、和洋菓子、清涼飲料、果物などごくあつさり手際よくやるのです」といった例や〔二五頁〕、渋沢敬三の婚礼でおこなわれたお茶会が「テーブルの上には、水菓子和西洋菓子和サンドウィッチとおすしがあるばかり、飲み物としては、紅茶とブランチ（殆んどアルコール分の無い薄めた葡萄酒）とサイダー」であったことを紹介している〔二六頁〕。さらに同年の『禁酒之日本』八五でも、結婚式では水と昆布湯を用い、その後の会食ではサイダーを出していたこと、披露宴では「サンドウィッチにコーヒー、水菓子など、手軽な食事」が出されたことを紹介している〔三一―三三頁〕。

つまり、禁酒会が目指していたのは、結婚式やその他のあらゆる儀礼から酒を廃絶ことであり、そのために「酒」という文字をなくして「醴」に変更することであった。これらは、根本らが帝国議会で説明していたことと大きく異なる。このように日常の禁酒運動における実践と、帝国議会における建前が乖離してしまったことも、禁酒派が発言力を失っていった原因としてよいだろう。

おわりに

本稿では、禁酒会が長年の努力で未成年者飲酒禁止法の制定を実現しつつも、その後に禁酒の対象を二五歳に引き上げる改正法案で日本を無酒国にする夢を挫折した経緯を、おもに儀礼との関わりから考察してきた。もちろん、禁酒法の制定と否決は、単に儀礼を理由とするものではなく、これまでみてきたように、取締りの可否や禁酒の対象とする年齢

の設定、議員の意地や失言などが深く関わっている。その中で、酒を必要とする儀礼への伝統観は、禁酒派が日常の禁酒運動で排除しながらも、帝国議会ではなかなか否定しきれなかった論点として注目してよいだろう。

禁酒会は、日本で勃興し始めた明治中頃からすでに儀礼で酒を用いることに嫌悪感を示していた。その一方で、根本から未成年者飲酒禁止法が帝国議会に提出されても、儀礼で酒を用いることを廃絶させることは極めて困難だと考えていた。このため、儀礼の中の酒は取締りの可否とともに何度となく議会で議論されることとなり、同法案を否決する有力な理由の一つとなっていた。

儀礼で酒を用いることを禁酒派が反対しきれなかったのは、伝統的な儀礼のあり方を変えてしまうことへの批判と、儀礼に用いるようなアルコール度数の低い酒にまで規制を加えることへの抵抗が強かったからである。そのために、根本は議会でそこまでの規制はしないと説明するようになったのであるが、禁酒会はむしろ機関誌の中で酒がなくても儀礼ができるかと主張し、「酒」という文字の代わりに「醴」を用いるよう呼びかけた。

さらに、禁酒会は未成年者飲酒禁止法の制定後に禁酒の対象を二五歳に引き上げる改正法案を提出し、飲酒への規制をますます強化するようなことをした上に、第51回帝国議会の時には下サクサに紛れて国会を通過させるような強引な手段を用いたため、他の議員や政府委員の抵抗感を強めてしまったと思われる。結局、儀礼のあり方を一方的に変えてしまふほどの道徳や慣習、教育に関わる強い法的規制は受け入れられなかったのである。

註

(1) 横浜禁酒会については、清水(二〇一二)を参照されたい。この論文は、横浜

禁酒会のみならず、明治二〇年代に日本各地で禁酒会が叢生した様子を概観している。

(2) アメリカの禁酒会が、禁酒運動にとどまらない様々な社会運動を繰り広げていたのは、アメリカ婦人キリスト教禁酒同盟のフランセス・ウィラードに典型的で、その活動については岡本(一九九四)に詳しい。また、Mantley(一九九三、一二六頁)は、「多くの研究者が参政権を主張するウィラードの革新的なイデオロギーを禁酒の手段としてのみ解釈しているのに対し、彼女が権利以前に、安全を保つための政治社会における女性の役割に向けた新しく、ラディカルな視点を描き、促進していた」ことを示唆している。だからこそ、ウィラードの運動は、禁酒にとどまらず、女性の生活や政治・社会における権利獲得などに広がっていったのである。

(3) 反省会では、終身禁酒を誓って入会した人々を「会員」と称し、一定期間の禁酒もしくは少しずつ飲酒量を減らすことを目的として入会した人びとと、仏事禁酒を目的とした入会者を「同盟員」として区分していた。

(4) 後の『中央公論』である。

(5) 詳しくは、元森(二〇一二、二八―二九頁)を参照されたい。

(6) 禁酒の対象年齢を引き上げる法案が不調に終わった様子については、青木(二〇〇六)を参照されたい。

文献

- 青木 隆浩 「身体化する規範―近代の禁煙・禁酒と未成年」(岩本通弥編『現代民俗誌の地平3 記憶、朝倉書店』、二〇〇三、一一五―一三八頁)。
- 青木 隆浩 「未成年者の飲酒はなぜ禁止されたのか?」(所収 たばこ総合研究セに ついては、ンター『談 別冊 shikohin world 酒』、二〇〇六、一五六―一六四頁)。
- 石附 実 「公教育と未成年者禁酒・禁煙法―衆院議員根本正の議会活動から―」(所収 本山 幸彦編著『帝国議会と教育政策』、思文閣出版、一九八一、四二二―四五六頁)。
- 伊藤 良蔵 「禁酒運動の今昔」、社会事業七―一、一九二三、八五―八八頁。
- 井之口章次 「酒と祭儀」、地理二―一―二、一九七六、二九―三五頁。
- 財団法人青木匡済財団編『酒精問題研究』、財団法人青木匡済財団、一九二六、三三三―三八頁。
- 清水 秀樹 「横浜禁酒会における一考察」、キリスト教社会福祉学研究四五、二〇一二、八五―九一頁。
- 田中 和男 「酒と健康―どうして酒はやめるべきか―」、キリスト教社会問題研究(同

志社大)三七、一九八九、四六九―四八六頁。

中西 正幸 「神の酒」、国学院雑誌二〇一―一五、二〇〇〇、一―一六頁。

西角井正慶 「祭りの酒」、人類科学八、一九五五、九九―一〇六頁。

元森絵里子 「フィクションとしての『未成年』…未成年者飲酒禁止法制定過程に見る子ども／大人区分の複層性」、明治学院大学社会学・社会福祉学研究

一三八、二〇一二、一九―六七頁。

安武 留美 「禁酒」を巡る近代化の側面…アメリカ白人女性大衆のトランスナ

ショナルな社会運動と社会秩序の再編成、関学西洋史論集三八、二三―三四頁。

Dannenbaum, J. "The Origins of Temperance Activism and Militancy among American Women" *Journal of Social History*, 15-2, pp.235-252.

Mantley, S. M. "Frances Willard and the Feminism of Fear" *Feminist Studies*, 19-1, pp.123-146.

Martingly, C. "Woman-Tempererd Rhetoric: Public Presentation and the WCTU" *Rhetoric Review*, 14, pp.44-61.

(国立歴史民俗博物館研究部)
(二〇一六年三月一八日受付、二〇一六年八月一日審査終了)

A Study of Ritual Sake as Seen in the Teetotal Movements and the Alcohol Prohibition Bill in Modern Japan

AOKI Takahiro

This Paper aims to reveal that rituals using sake were an unexpectedly big obstacle to the teetotal movements in modern Japan as well as provide reasons for it. Originally, a groundswell of sentiment in favor of prohibiting habits related to morality, lifestyles, and education such as drinking alcohol by law was generated due to the effects of the U.S.

However, those who tried to develop a legal system to regulate moral issues and lifestyles encountered problems of whether it would be possible to do so and what the scope should be. In fact, these were basic reasons why the Minor Drinking Prohibition Act, first submitted in 1901, was rejected repeatedly for as long as 21 years. Because legislators and bureaucrats considered that once adopted, any laws should be applied to society, their discussions mainly revolved around to what extent they should regulate moral issues and lifestyles whose scope and standards would be difficult to determine.

Especially, discussions about whether ritual sake should be prohibited or not always led to a clash of opinions between those who actually intended to make Japan a non-alcoholic country and those who hesitated to regulate traditional customs or low-alcohol ritual sake. In the end, the Minor Drinking Prohibition Act was enforced because the teetotalers agreed at the Diet to impose no such strict regulations and because the anti-teetotalers made a slip of the tongue. Later, the teetotalers expressed their real intention to eliminate as much alcohol as possible from Japan by submitting an amendment bill to raise the drinking age to 25. However, their ambition to expand and strengthen interventions into moral issues and lifestyles aroused strong opposition at the Diet. Thus, after submitting the amendment bill, the teetotalers rather lost their influence.

Key words: Minor Drinking Prohibition Act, Amendment bill to the Minor Drinking Prohibition Act, teetotal movement, ritual, wedding ceremony, three-times-three exchanges of nuptial cups